

こ成事第425号  
令和6年5月21日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

令和5年9月7日付けで「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第481号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援交付金交付要綱 (新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) 利用者支援事業 「利用者支援事業の実施について」(<u>令和6年3月30日成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号</u>)の別紙に定める利用者支援事業</p> <p>(2) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(<u>令和6年4月1日成保第225号</u>)の別紙に定める延長保育事業</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(<u>令和6年4月23日成保第256号、6文科初第277号</u>)の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(<u>令和6年4月25日成保第261号、6文科初第298号</u>)</p>	<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) 利用者支援事業 「利用者支援事業の実施について」(<u>平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号</u>)の別紙に定める利用者支援事業</p> <p>(2) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(<u>平成27年7月17日雇児発0717第10号</u>)の別紙に定める延長保育事業</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(<u>平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号</u>)の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(<u>平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第23</u>)</p>

改正後	現行
<p>の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 「子育て短期支援事業の実施について」(<u>令和6年3月30日こ成環第103号</u>)の別紙に定める子育て短期支援事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 養育支援訪問事業 「養育支援訪問事業の実施について」(<u>令和6年3月28日こ支虐第88号</u>)の別紙に定める養育支援訪問事業</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 子育て世帯訪問支援事業</u> 「<u>子育て世帯訪問支援事業の実施について</u>」(<u>令和6年3月30日こ成環第104号</u>)の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業</p>	<p><u>9号、雇児発0717第6号</u>)の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業 「放課後児童健全育成事業の実施について」(令和5年4月12日こ成環第5号)の別紙に定める放課後児童健全育成事業</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 「子育て短期支援事業の実施について」(<u>平成26年5月29日雇児発0529第14号</u>)の別紙に定める子育て短期支援事業</p> <p>(7) 乳児家庭全戸訪問事業 「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>(8) 養育支援訪問事業 「養育支援訪問事業の実施について」(<u>平成26年5月29日雇児発0529第33号</u>)の別紙に定める養育支援訪問事業</p> <p>(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <u>(新規)</u></p>

改正後	現行
<p><u>(11) 児童育成支援拠点事業</u>  「児童育成支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第105号)の別紙に定める児童育成支援拠点事業</p> <p><u>(12) 親子関係形成支援事業</u>  「親子関係形成支援事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第106号)の別紙に定める親子関係形成支援事業</p> <p><u>(13) 地域子育て支援拠点事業</u>  「地域子育て支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第113号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業</p> <p><u>(14) 一時預かり事業</u>  「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号)の別紙に定める一時預かり事業</p> <p><u>(15) 病児保育事業</u>  「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号)の別紙に定める病児保育事業</p> <p><u>(16) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</u>  「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(令和6年3月30日こ成環第120号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>第4条から第13条 (略)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(10) 地域子育て支援拠点事業</u>  「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業</p> <p><u>(11) 一時預かり事業</u>  「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業</p> <p><u>(12) 病児保育事業</u>  「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業</p> <p><u>(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</u>  「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>第4条から第13条 (略)</p>

改正後

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 <u>① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合)</u> 1か所当たり年額 7,730,000円 <u>② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合)</u> 1か所当たり年額 2,433,000円 <u>③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合)</u> 1か所当たり年額 300,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円 ⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,315,000円 ⑧ <u>こども家庭センター</u> 連携等加算 1か所当たり年額 300,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 3,232,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円 (3) <u>こども家庭センター型</u> <u>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</u> ア <u>統括支援員の配置</u> 1か所当たり 6,324,000円 ※「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 ※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。	(略)	国 2/3 〔 都道府県 1/6 〕 〔 市町村 1/6 〕

現行

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 1か所当たり年額 7,688,000円 (新規) (新規) (新規) イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円 ⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,270,000円 ⑧ <u>一体的相談支援機関</u> 連携等加算 1か所当たり年額 300,000円 (新規) (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 3,150,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円 ② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円 ⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 ⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円 (3) <u>母子保健型</u> (新規)	(略)	国 2/3 〔 都道府県 1/6 〕 〔 市町村 1/6 〕

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター)</u></p> <p>① 基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>② 加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>※ <u>イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</u></p> <p><u>ウ 児童福祉機能(従来の子ども家庭総合支援拠点)</u></p> <p>① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 3,771,000円</p> <p>小規模B型 9,700,000円</p> <p>小規模C型 16,133,000円</p> <p>中規模型 21,588,000円</p> <p>大規模型 40,091,000円</p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円×配置人数(上限5人)</p> <p>② 基本分(委託して行う場合)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 9,205,000円</p> <p>小規模B型 15,134,000円</p> <p>小規模C型 21,567,000円</p> <p>中規模型 32,455,000円</p> <p>大規模型 61,825,000円</p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>エ 基本分</u></p> <p>① 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円</p> <p>② 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円</p> <p>③ 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>④ 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>⑤ 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>⑥ 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>① 加算分</p> <p>① 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>② 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p><u>(新規)</u></p>		



1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																															
		(2) <u>こども家庭センター型</u> 1か所当たり <u>7,678,000円</u> ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (2)において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。																																																																																																	
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>20,200円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>40,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>60,600円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>14,000円</u></td><td><u>17,700円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>28,000円</u></td><td><u>35,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>42,000円</u></td><td><u>53,100円</u></td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>12,900円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>25,800円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>38,700円</u></td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>88,600円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>177,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>265,800円</u></td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,760,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>2,761,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>5,673,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>6,704,000円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,422,000円</u></td><td><u>1,422,000円</u></td><td><u>1,422,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,760,000円</u></td><td><u>1,760,000円</u></td><td><u>1,760,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>4,366,000円</u></td><td><u>4,366,000円</u></td><td><u>4,346,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>5,092,000円</u></td><td><u>5,092,000円</u></td><td><u>5,071,000円</u></td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,375,000円</u></td><td><u>1,375,000円</u></td><td><u>1,375,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,605,000円</u></td><td><u>1,605,000円</u></td><td><u>1,605,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>3,524,000円</u></td><td><u>3,524,000円</u></td><td><u>3,503,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>3,944,000円</u></td><td><u>3,944,000円</u></td><td><u>3,923,000円</u></td></tr> </table> ※ (略)	延長時間区分		1時間	<u>20,200円</u>	2時間	<u>40,400円</u>	3時間	<u>60,600円</u>	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	<u>14,000円</u>	<u>17,700円</u>	2時間	<u>28,000円</u>	<u>35,400円</u>	3時間	<u>42,000円</u>	<u>53,100円</u>	延長時間区分		1時間	<u>12,900円</u>	2時間	<u>25,800円</u>	3時間	<u>38,700円</u>	延長時間区分		1時間	<u>88,600円</u>	2時間	<u>177,200円</u>	3時間	<u>265,800円</u>	延長時間区分		30分	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,760,000円</u>	2～3時間	<u>2,761,000円</u>	4～5時間	<u>5,673,000円</u>	6時間以上	<u>6,704,000円</u>		延長時間区分	A型	B型	C型	自園調理等	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	4～5時間	<u>4,366,000円</u>	<u>4,366,000円</u>	<u>4,346,000円</u>	6時間以上	<u>5,092,000円</u>	<u>5,092,000円</u>	<u>5,071,000円</u>	その他	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	4～5時間	<u>3,524,000円</u>	<u>3,524,000円</u>	<u>3,503,000円</u>	6時間以上	<u>3,944,000円</u>	<u>3,944,000円</u>	<u>3,923,000円</u>	(略)	国 1/3  都道府県 1/3  市町村 1/3
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>20,200円</u>																																																																																																		
2時間	<u>40,400円</u>																																																																																																		
3時間	<u>60,600円</u>																																																																																																		
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																																	
1時間	<u>14,000円</u>	<u>17,700円</u>																																																																																																	
2時間	<u>28,000円</u>	<u>35,400円</u>																																																																																																	
3時間	<u>42,000円</u>	<u>53,100円</u>																																																																																																	
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>12,900円</u>																																																																																																		
2時間	<u>25,800円</u>																																																																																																		
3時間	<u>38,700円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>88,600円</u>																																																																																																		
2時間	<u>177,200円</u>																																																																																																		
3時間	<u>265,800円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
30分	<u>600,000円</u>																																																																																																		
1時間	<u>1,760,000円</u>																																																																																																		
2～3時間	<u>2,761,000円</u>																																																																																																		
4～5時間	<u>5,673,000円</u>																																																																																																		
6時間以上	<u>6,704,000円</u>																																																																																																		
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																															
自園調理等	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>4,366,000円</u>	<u>4,366,000円</u>	<u>4,346,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>5,092,000円</u>	<u>5,092,000円</u>	<u>5,071,000円</u>																																																																																															
その他	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>3,524,000円</u>	<u>3,524,000円</u>	<u>3,503,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>3,944,000円</u>	<u>3,944,000円</u>	<u>3,923,000円</u>																																																																																															

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																															
		(2) <u>母子保健型</u> 1か所当たり <u>4,000,000円</u> ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。																																																																																																	
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>18,800円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>37,600円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>56,400円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>13,100円</u></td><td><u>16,600円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>26,200円</u></td><td><u>33,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>39,300円</u></td><td><u>49,800円</u></td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>12,100円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>24,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>36,300円</u></td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>83,200円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>166,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>249,600円</u></td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,667,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>2,640,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>5,510,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>6,485,000円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,338,000円</u></td><td><u>1,338,000円</u></td><td><u>1,338,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,662,000円</u></td><td><u>1,662,000円</u></td><td><u>1,662,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>4,246,000円</u></td><td><u>4,246,000円</u></td><td><u>4,226,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>4,934,000円</u></td><td><u>4,934,000円</u></td><td><u>4,914,000円</u></td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,291,000円</u></td><td><u>1,291,000円</u></td><td><u>1,291,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,507,000円</u></td><td><u>1,507,000円</u></td><td><u>1,507,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>3,445,000円</u></td><td><u>3,445,000円</u></td><td><u>3,425,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>3,846,000円</u></td><td><u>3,846,000円</u></td><td><u>3,826,000円</u></td></tr> </table> ※ (略)	延長時間区分		1時間	<u>18,800円</u>	2時間	<u>37,600円</u>	3時間	<u>56,400円</u>	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	<u>13,100円</u>	<u>16,600円</u>	2時間	<u>26,200円</u>	<u>33,200円</u>	3時間	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>	延長時間区分		1時間	<u>12,100円</u>	2時間	<u>24,200円</u>	3時間	<u>36,300円</u>	延長時間区分		1時間	<u>83,200円</u>	2時間	<u>166,400円</u>	3時間	<u>249,600円</u>	延長時間区分		30分	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,667,000円</u>	2～3時間	<u>2,640,000円</u>	4～5時間	<u>5,510,000円</u>	6時間以上	<u>6,485,000円</u>		延長時間区分	A型	B型	C型	自園調理等	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	2～3時間	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	4～5時間	<u>4,246,000円</u>	<u>4,246,000円</u>	<u>4,226,000円</u>	6時間以上	<u>4,934,000円</u>	<u>4,934,000円</u>	<u>4,914,000円</u>	その他	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	2～3時間	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	4～5時間	<u>3,445,000円</u>	<u>3,445,000円</u>	<u>3,425,000円</u>	6時間以上	<u>3,846,000円</u>	<u>3,846,000円</u>	<u>3,826,000円</u>	(略)	国 1/3  都道府県 1/3  市町村 1/3
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>18,800円</u>																																																																																																		
2時間	<u>37,600円</u>																																																																																																		
3時間	<u>56,400円</u>																																																																																																		
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																																	
1時間	<u>13,100円</u>	<u>16,600円</u>																																																																																																	
2時間	<u>26,200円</u>	<u>33,200円</u>																																																																																																	
3時間	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>																																																																																																	
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>12,100円</u>																																																																																																		
2時間	<u>24,200円</u>																																																																																																		
3時間	<u>36,300円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>83,200円</u>																																																																																																		
2時間	<u>166,400円</u>																																																																																																		
3時間	<u>249,600円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
30分	<u>300,000円</u>																																																																																																		
1時間	<u>1,667,000円</u>																																																																																																		
2～3時間	<u>2,640,000円</u>																																																																																																		
4～5時間	<u>5,510,000円</u>																																																																																																		
6時間以上	<u>6,485,000円</u>																																																																																																		
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																															
自園調理等	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>4,246,000円</u>	<u>4,246,000円</u>	<u>4,226,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>4,934,000円</u>	<u>4,934,000円</u>	<u>4,914,000円</u>																																																																																															
その他	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>3,445,000円</u>	<u>3,445,000円</u>	<u>3,425,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>3,846,000円</u>	<u>3,846,000円</u>	<u>3,826,000円</u>																																																																																															

1事業	2区分	3基準額			4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業					
		延長時間区分		定員20人以上	定員19人以下		
					A型	B型	
		自園調理等	30分	552,000円	552,000円	552,000円	
			1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	
			2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	
			4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円	
			6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円	
		その他	30分	552,000円	552,000円	552,000円	
			1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	
			2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	
			4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円	
			6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円	
		エ 家庭的保育事業					
		延長時間区分		利用定員4人以上	利用定員3人以下		
		自園調理等	30分	314,000円	161,000円		
			1時間	627,000円	321,000円		
			2～3時間	1,122,000円	587,000円		
			4～5時間	2,792,000円	1,894,000円		
			6時間以上	4,433,000円	3,174,000円		
		その他	30分	306,000円	153,000円		
			1時間	611,000円	306,000円		
			2～3時間	1,070,000円	535,000円		
			4～5時間	2,052,000円	1,155,000円		
			6時間以上	3,389,000円	2,128,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
		延長時間区分					
		30分	600,000円				
		1時間	1,988,000円				
		2～3時間	2,989,000円				
		4～5時間	5,787,000円				
		6時間以上	6,704,000円				
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		1時間	265,900円				
		2時間	531,800円				
		3時間	797,700円				
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
		延長時間区分					
		1時間	265,900円				
		2時間	458,000円				
		3時間	458,000円				
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		30分	153,000円				
		1時間	306,000円				
		2～3時間	535,000円				
		4～5時間	898,000円				
		6時間以上	1,261,000円				

1事業	2区分	3基準額			4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業					
		延長時間区分		定員20人以上	定員19人以下		
					A型	B型	
		自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円	
			2～3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円	
			4～5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円	
			6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円	
		その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円	
			2～3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円	
			4～5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円	
			6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円	
		エ 家庭的保育事業					
		延長時間区分		利用定員4人以上	利用定員3人以下		
		自園調理等	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	589,000円	302,000円		
			2～3時間	1,057,000円	554,000円		
			4～5時間	2,647,000円	1,801,000円		
			6時間以上	4,252,000円	3,062,000円		
		その他	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	574,000円	287,000円		
			2～3時間	1,005,000円	502,000円		
			4～5時間	1,950,000円	1,104,000円		
			6時間以上	3,268,000円	2,078,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
		延長時間区分					
		30分	300,000円				
		1時間	1,895,000円				
		2～3時間	2,868,000円				
		4～5時間	5,624,000円				
		6時間以上	6,485,000円				
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		1時間	249,700円				
		2時間	499,400円				
		3時間	749,100円				
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
		延長時間区分					
		1時間	249,700円				
		2時間	430,000円				
		3時間	430,000円				
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		30分	150,000円				
		1時間	287,000円				
		2～3時間	502,000円				
		4～5時間	846,000円				
		6時間以上	1,190,000円				

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>458,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略)	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円		
延長時間区分												
30分	153,000円											
1時間	306,000円											
2時間以上	458,000円											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外)生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>2,700円</u> 2 給食費(副食材料費)低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,800円</u>	(略)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)									
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 <u>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)</u> どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 <u>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</u> <u>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</u> <u>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</u> $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ <u>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</u> $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ <u>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位</u> $6,552,000円$ <u>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</u> $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$ <u>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</u> $4,601,000円$ <u>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)</u> $(年間開所日数 - 250日) \times 26,000円$ <u>(1日8時間以上開所する場合)</u>	(略)									

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>287,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>430,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略)	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	287,000円	2時間以上	430,000円		
延長時間区分												
30分	150,000円											
1時間	287,000円											
2時間以上	430,000円											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外)生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>2,500円</u> 2 給食費(副食材料費)低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,700円</u>	(略)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)									
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 <u>(新規)</u>	(略)									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×671,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 302,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 671,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,868,000円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×75,000円 (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×20,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1②、③又は④に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,734,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,734,000円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,734,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×69,000円 (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×19,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>421,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>190,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,185,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>421,000円</u>		
		③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,629,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>62,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円		
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>277,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>19,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>409,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>184,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,099,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,726,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>19,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>409,000円</u>		
		②設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,558,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>58,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円		
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>15,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>15,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>271,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>125,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,516,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u>  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000円</u>  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>277,000円</u>  <b>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合</b> ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くこ ととして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。 また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放 課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額を適用 する。  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,868,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,322,000円</u>  (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>67,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円  イ (略) ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>348,000円</u>  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>157,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,646,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>122,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,451,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,726,000円</u>  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>15,000円</u>  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>271,000円</u>  <b>③設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合</b> ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くこ ととして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。 また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放 課後児童健全育成事業(特定分)1②又は④に基づいた基準額を適用 する。  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,823,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,216,000円</u>  (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>63,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円  イ (略) ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>339,000円</u>  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>152,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,582,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>348,000円</u>  ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,452,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,452,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,452,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 53,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>187,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>84,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,903,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u>  イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>187,000円</u>  ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ <u>実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると こども家庭庁長官が認める場合 <u>のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度            にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協            議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>339,000円</u>  ④設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,823,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,370,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,370,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,370,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 50,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>182,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>82,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,861,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u>  イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>182,000円</u>  ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位 <u>に対する補助</u> について は <u>以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</u> ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ <u>(新規)</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると こども家庭庁長官が認める場合		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略) ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、 <u>同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者</u> (職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者(以下「 <u>研修修了予定者</u> 」 <u>という。</u> ))を含む。 <u>なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</u>		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については <u>当該</u> 年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,059,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 <u>3,374,000円</u> イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア <u>待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>1,073,000円</u> <u>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>536,000円</u> ※ (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (略)	(略)	(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,059,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,118,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,177,000円</u>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略) ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については <u>令和5</u> 年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,009,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 <u>3,066,000円</u> イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 <u>521,000円</u> <u>(新規)</u> ※ (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (略)	(略)	(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,000,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,000,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,000,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,000,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,000,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,000,000円</u>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>643,000円</u> ※ (略)	(略)	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,369,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を 自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配 置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,500,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,258,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その他 分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>625,000円</u> ※ (略)	(略)	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,330,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を 自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配 置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,451,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,133,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その他 分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u> 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u> ア (略) イ (略) ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u> 年間延べ日数 × 600円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u> ア (略) イ (略)</p> <p><u>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</u> 1施設当たり年額 6,497,000円</p> <p>※ <u>次の要件を満たす施設に適用する。</u> ① <u>子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること(施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。)</u> ② <u>子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。</u> ③ <u>都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。</u></p> <p>※ <u>(3)の専従職員配置月数(1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</u></p> <p>※ <u>1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</u></p> <p>2 開設準備経費(改修費等) <u>1施設当たり年額</u> 4,000,000円 ※ <u>当該年度に支払われたものに限る。</u> ※ (略)</p>	子育て 短期支 援事業 の実施 に必要 な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ 緊急一時保護の<u>母親</u> 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u> ア (略) イ (略) ウ 緊急一時保護の<u>母親</u> 年間延べ日数 × 600円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア (略) イ (略) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u> ア (略) イ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 開設準備経費(改修費等) <u>4,000,000円</u> ※ <u>令和5年度に支払われたものに限る。</u> ※ (略)</p>	子育て 短期支 援事業 の実施 経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村</p> <p style="text-align: center;">乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>(削除)</p> <p>1 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>(削除)</p>	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯</p>	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <p>・育児・家事援助 ・専門的相談支援</p> <p>※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添31に規定する「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施した場合は、養育支援訪問事業において「育児・家事援助」を行ったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円</p>	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × 1,200円 年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者((ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × 900円 年間延べ利用件数 × 560円</p> <p>(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 (8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円</p> <p>2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円</p>		
児童育 成支援 拠点事 業	児童育 成支援 拠点事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p> <p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 870,000円</p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 1,161,000円</p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 1,451,000円</p> <p>エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間(以下を乗じたもの)</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 567,000円</p>	児童育 成支援 拠点事 業の実 施に必 要な経 費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>② 週4日型 1事業所当たり年額 756,000円</p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 944,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 135,000円</p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 180,000円</p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 225,000円</p> <p>オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p>		
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 ×88,400円</p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 ×110,500円</p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 ×132,600円</p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 ×154,700円</p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 ×176,800円</p> <p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 ×198,900円</p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 ×221,000円</p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,100円増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</p> <p>年間延べ利用回数 ×2,210円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。))</p> <p>年間延べ利用回数 ×1,770円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者((ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))</p> <p>年間延べ利用回数 ×1,330円</p> <p>※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする(例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする)。なお、一部欠席した場合も回数</p>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p><u>に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。</u></p> <p><b>2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援</b>  <u>親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1市町村当たり年額 × 100,000円</u></p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型  ア 基本分  (ア)3～4日型  ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,096,000円</u>  ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,496,000円</u></p> <p>(イ)5日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>8,714,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,521,000円</u></p> <p>(ウ)6日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>9,739,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,946,000円</u></p> <p><u>(エ)7日型</u>  ・常勤職員を配置する場合 <u>10,772,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,978,000円</u></p> <p>※ (イ)～(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分  (ア)子育て支援活動の展開を図る取組  3～4日型 <u>1,653,000円</u>  5日型 <u>3,247,000円</u>  6～7日型 <u>2,847,000円</u></p> <p>(イ)地域支援 <u>1,592,000円</u>  (ウ)特別支援対応加算 <u>1,111,000円</u>  (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円  (オ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>425,000円</u></p> <p>(2)出張ひろば <u>1,646,000円</u></p> <p>(3)小規模型指定施設  ア 基本分 <u>3,187,000円</u>  イ 加算分 <u>1,594,000円</u></p> <p>(4)連携型  ア 基本分  3～4日型 <u>2,075,000円</u>  5～7日型 <u>3,257,000円</u></p> <p>イ 加算分</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型  ア 基本分  (ア)3～4日型  ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>5,940,000円</u>  ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,392,000円</u></p> <p>(イ)5日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>8,639,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,391,000円</u></p> <p>(ウ)6～7日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>9,251,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,390,000円</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分  (ア)子育て支援活動の展開を図る取組  3～4日型 <u>1,601,000円</u>  5日型 <u>3,302,000円</u>  6～7日型 <u>2,915,000円</u></p> <p>(イ)地域支援 <u>1,553,000円</u>  (ウ)特別支援対応加算 <u>1,085,000円</u>  (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円  (オ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>412,000円</u></p> <p>(2)出張ひろば <u>1,620,000円</u></p> <p>(3)小規模型指定施設  ア 基本分 <u>3,112,000円</u>  イ 加算分 <u>1,556,000円</u></p> <p>(4)連携型  ア 基本分  3～4日型 <u>2,026,000円</u>  5～7日型 <u>3,192,000円</u></p> <p>イ 加算分</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 地域の子育て力を高める取組 498,000円 (イ) 特別支援対応加算 1,111,000円 (ウ) 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ) 育児参加促進講習休日実施加算 425,000円  ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。  年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 2,833,000円 300人以上900人未満 3,105,000円 900人以上1,500人未満 3,321,000円 1,500人以上2,100人未満 4,797,000円 2,100人以上2,700人未満 6,273,000円 2,700人以上3,300人未満 7,749,000円 3,300人以上3,900人未満 9,225,000円 3,900人以上4,500人未満 10,701,000円 4,500人以上5,100人未満 12,177,000円 5,100人以上5,700人未満 13,653,000円 5,700人以上6,300人未満 15,129,000円 6,300人以上6,900人未満 16,605,000円 6,900人以上7,500人未満 18,081,000円 7,500人以上8,100人未満 19,557,000円 8,100人以上8,700人未満 21,033,000円 8,700人以上9,300人未満 22,509,000円 9,300人以上9,900人未満 23,985,000円 9,900人以上10,500人未満 25,461,000円 10,500人以上11,100人未満 26,937,000円 11,100人以上11,700人未満 28,413,000円 11,700人以上12,300人未満 29,889,000円 12,300人以上12,900人未満 31,365,000円 12,900人以上13,500人未満 32,841,000円 13,500人以上14,100人未満 34,317,000円 14,100人以上14,700人未満 35,793,000円 14,700人以上15,300人未満 37,269,000円 15,300人以上15,900人未満 38,745,000円 15,900人以上16,500人未満 40,221,000円 16,500人以上17,100人未満 41,697,000円 17,100人以上17,700人未満 43,173,000円 17,700人以上18,300人未満 44,649,000円 18,300人以上18,900人未満 46,125,000円 18,900人以上19,500人未満 47,601,000円 19,500人以上20,100人未満 49,077,000円	(略)	
-----------------	------------------------------	---	-----	--

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 地域の子育て力を高める取組 491,000円 (イ) 特別支援対応加算 1,085,000円 (ウ) 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ) 育児参加促進講習休日実施加算 412,000円  ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。  年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 2,751,000円 300人以上900人未満 3,051,000円 900人以上1,500人未満 3,267,000円 1,500人以上2,100人未満 4,719,000円 2,100人以上2,700人未満 6,171,000円 2,700人以上3,300人未満 7,623,000円 3,300人以上3,900人未満 9,075,000円 3,900人以上4,500人未満 10,527,000円 4,500人以上5,100人未満 11,979,000円 5,100人以上5,700人未満 13,431,000円 5,700人以上6,300人未満 14,883,000円 6,300人以上6,900人未満 16,335,000円 6,900人以上7,500人未満 17,787,000円 7,500人以上8,100人未満 19,239,000円 8,100人以上8,700人未満 20,691,000円 8,700人以上9,300人未満 22,143,000円 9,300人以上9,900人未満 23,595,000円 9,900人以上10,500人未満 25,047,000円 10,500人以上11,100人未満 26,499,000円 11,100人以上11,700人未満 27,951,000円 11,700人以上12,300人未満 29,403,000円 12,300人以上12,900人未満 30,855,000円 12,900人以上13,500人未満 32,307,000円 13,500人以上14,100人未満 33,759,000円 14,100人以上14,700人未満 35,211,000円 14,700人以上15,300人未満 36,663,000円 15,300人以上15,900人未満 38,115,000円 15,900人以上16,500人未満 39,567,000円 16,500人以上17,100人未満 41,019,000円 17,100人以上17,700人未満 42,471,000円 17,700人以上18,300人未満 43,923,000円 18,300人以上18,900人未満 45,375,000円 18,900人以上19,500人未満 46,827,000円 19,500人以上20,100人未満 48,279,000円	(略)	
-----------------	------------------------------	---	-----	--

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,979,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,200,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,622,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,044,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,466,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,888,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,310,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,732,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,154,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,576,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,998,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,420,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,842,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,264,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,686,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,108,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,530,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,952,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,374,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,796,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,218,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,640,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,062,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>34,484,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,906,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>37,328,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,750,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>40,172,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>41,594,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,016,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>44,438,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,860,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>47,282,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	2,979,000円	900人以上1,500人未満	3,200,000円	1,500人以上2,100人未満	4,622,000円	2,100人以上2,700人未満	6,044,000円	2,700人以上3,300人未満	7,466,000円	3,300人以上3,900人未満	8,888,000円	3,900人以上4,500人未満	10,310,000円	4,500人以上5,100人未満	11,732,000円	5,100人以上5,700人未満	13,154,000円	5,700人以上6,300人未満	14,576,000円	6,300人以上6,900人未満	15,998,000円	6,900人以上7,500人未満	17,420,000円	7,500人以上8,100人未満	18,842,000円	8,100人以上8,700人未満	20,264,000円	8,700人以上9,300人未満	21,686,000円	9,300人以上9,900人未満	23,108,000円	9,900人以上10,500人未満	24,530,000円	10,500人以上11,100人未満	25,952,000円	11,100人以上11,700人未満	27,374,000円	11,700人以上12,300人未満	28,796,000円	12,300人以上12,900人未満	30,218,000円	12,900人以上13,500人未満	31,640,000円	13,500人以上14,100人未満	33,062,000円	14,100人以上14,700人未満	34,484,000円	14,700人以上15,300人未満	35,906,000円	15,300人以上15,900人未満	37,328,000円	15,900人以上16,500人未満	38,750,000円	16,500人以上17,100人未満	40,172,000円	17,100人以上17,700人未満	41,594,000円	17,700人以上18,300人未満	43,016,000円	18,300人以上18,900人未満	44,438,000円	18,900人以上19,500人未満	45,860,000円	19,500人以上20,100人未満	47,282,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,833,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,979,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,200,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,640,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,860,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円																																																																									
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		(イ) (略)																																																																								
		イ～エ(略)																																																																								
		<u>オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul>																																																																								
		※ オは緊急一時預かりを除く。																																																																								
		(2) 幼稚園型 I																																																																								
		ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)																																																																								
		(ア)～(オ) (略)																																																																								

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,934,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,146,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,544,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,942,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,340,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,738,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,136,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,534,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>12,932,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,330,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,728,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,126,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,524,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>19,922,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,320,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>22,718,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,116,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,514,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>26,912,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,310,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>29,708,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,106,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>32,504,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>33,902,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,300,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>36,698,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,096,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>39,494,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>40,892,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>42,290,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>43,688,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,086,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>46,484,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	2,934,000円	900人以上1,500人未満	3,146,000円	1,500人以上2,100人未満	4,544,000円	2,100人以上2,700人未満	5,942,000円	2,700人以上3,300人未満	7,340,000円	3,300人以上3,900人未満	8,738,000円	3,900人以上4,500人未満	10,136,000円	4,500人以上5,100人未満	11,534,000円	5,100人以上5,700人未満	12,932,000円	5,700人以上6,300人未満	14,330,000円	6,300人以上6,900人未満	15,728,000円	6,900人以上7,500人未満	17,126,000円	7,500人以上8,100人未満	18,524,000円	8,100人以上8,700人未満	19,922,000円	8,700人以上9,300人未満	21,320,000円	9,300人以上9,900人未満	22,718,000円	9,900人以上10,500人未満	24,116,000円	10,500人以上11,100人未満	25,514,000円	11,100人以上11,700人未満	26,912,000円	11,700人以上12,300人未満	28,310,000円	12,300人以上12,900人未満	29,708,000円	12,900人以上13,500人未満	31,106,000円	13,500人以上14,100人未満	32,504,000円	14,100人以上14,700人未満	33,902,000円	14,700人以上15,300人未満	35,300,000円	15,300人以上15,900人未満	36,698,000円	15,900人以上16,500人未満	38,096,000円	16,500人以上17,100人未満	39,494,000円	17,100人以上17,700人未満	40,892,000円	17,700人以上18,300人未満	42,290,000円	18,300人以上18,900人未満	43,688,000円	18,900人以上19,500人未満	45,086,000円	19,500人以上20,100人未満	46,484,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,934,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,146,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	12,932,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,330,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,728,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,126,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,524,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	19,922,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,320,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	22,718,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,116,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円																																																																									
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		(イ) (略)																																																																								
		イ～エ(略)																																																																								
		<u>(新規)</u>																																																																								
		(2) 幼稚園型 I																																																																								
		ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)																																																																								
		(ア)～(オ) (略)																																																																								

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※1 (略)  ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること <u>a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</u> <u>b 3以上の市町村から園児を受け入れていること</u> <u>c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること</u> ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること  イ～ウ(略)  (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略)  (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア～イ(略)  <u>ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul> (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略)  <u>エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul> <u>※ エは緊急一時預かりを除く。</u>  (6)災害特例型 (略)  2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※1 (略)  ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること  ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること  イ～ウ(略)  (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略)  (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア～イ(略)  <u>(新規)</u>  (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略)  <u>(新規)</u>  (6)災害特例型 (略)  2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,443,000円</u> うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>6,032,000円</u> うち改善分 2,225,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,500,000円</u></p> <p>(略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略)</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算 <u>(7) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算</u></p>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>7,037,000円</u> うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>5,187,000円</u> うち改善分 2,225,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,496,000円</u></p> <p>(略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略)</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算</p>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合															
		<p style="text-align: right;">1,200,000円</p> <p>(イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う 会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人 ~ 99人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td style="border: 2px solid red;">100人 ~ 199人</td> <td style="border: 2px solid red;">1割以上</td> <td style="border: 2px solid red;">1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>(5) 提供会員の定着促進加算 <span style="float: right;">500,000円</span></p> <p>(6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 <span style="float: right;">1,500,000円</span></p> <p>2 開設準備経費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人 ~ 99人	1割以上	1,000,000円	100人 ~ 199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人 ~ 99人	1割以上	1,000,000円																	
100人 ~ 199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	

<p>子ども子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	
---	-------------	-------------	-------------	--

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う 会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人 ~ 199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 <span style="float: right;">1,500,000円</span></p> <p>2 開設準備経費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人 ~ 199人	1割以上	1,000,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額														
19人以下	2人以上	500,000円														
20人 ~ 199人	1割以上	1,000,000円														
200人以上	20人以上	1,500,000円														

<p>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>	<p>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>	<p>1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p> <p>(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等</p> <p>ア 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <span style="float: right;">300,000円</span></p> <p>イ 延長保育事業</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">定員19人以下</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員60人以上</td> <td style="text-align: right;">250,000円</td> </tr> </table> <p>ウ 放課後児童健全育成事業</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">定員19人以下</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員60人以上</td> <td style="text-align: right;">500,000円</td> </tr> </table> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)が発生した場合(令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。)に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</li> </ul> <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円	定員19人以下	300,000円	定員20人以上59人以下	400,000円	定員60人以上	500,000円	<p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)</p>	
定員19人以下	150,000円															
定員20人以上59人以下	200,000円															
定員60人以上	250,000円															
定員19人以下	300,000円															
定員20人以上59人以下	400,000円															
定員60人以上	500,000円															

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(削除)	(削除)	
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置)	1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化  (1)、(2)の合計 500,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略)  (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
一事業)	一事業)(特例措置分(1))	・消毒掃除費用等 ※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。  (2)感染症対策のための改修 1,000,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。		
	2 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化  (1)、(2)の合計 500,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。  (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)の実施に必要な経費	
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置)	3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化  (1)、(2)の合計 500,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略)  (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
	措置 分)	活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当 り、その他事業は1か所当たり ※ (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
	措置分 (2)	サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当 り ※ (略)		

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	社会保険料 交付予定額 ④ 円	国庫補助 標準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	市町村名
I 特区分									
児童養育事業									
児童養育施設整備事業									
児童養育事業									
事業費合計									
住所者減価分加算合計									
<b>国庫補助交付金加算合計</b>									
II 一般分									
利用者支援事業									
基本型及び特定型									
母子支援型									
養育施設(仮称)整備を行う事業									
日用品・文房具等(後援・保費給付認定保護者)									
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)									
多様な事業者の参入促進(能力活用事業)									
新規参入施設等への巡回支援									
認定・子ども園特別支援教育(保費給付)									
施設整備等事業									
児童後援児童健全育成事業									
子育て短期支援事業									
夜間養育事業									
児童発達健全戸別訪問事業									
養育支援訪問事業									
子どもを育む幼児ふろの機能強化事業									
地域子育て支援拠点事業									
一時預かり事業									
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型									
短期型Ⅰ及び短期型Ⅱ									
児童村所型									
併用型事業									
子育て巡回活動支援事業									
III その他分									
児童後援児童健全育成事業									
一時預かり事業									
その他分計									
合計									

記入上の注意  
 1. ⑧欄には、交付金の別当目別3割ごとの差引額を記入すること。  
 2. ⑧欄には、③欄に記入した金額を減じた金額を記入すること。  
 3. ⑦欄には、⑤欄の額を記入すること。減少がない場合は0を記入すること。  
 4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3(利用者支援事業の場合は2/3)を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)を記入すること。

現行

改正後

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	社会保険料 交付予定額 ④ 円	国庫補助 標準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	市町村名
I 特区分									
児童養育事業									
児童養育施設整備事業									
児童養育事業									
事業費合計									
住所者減価分加算合計									
<b>国庫補助交付金加算合計</b>									
II 一般分									
利用者支援事業									
基本型及び特定型									
母子支援型									
養育施設(仮称)整備を行う事業									
日用品・文房具等(後援・保費給付認定保護者)									
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)									
多様な事業者の参入促進(能力活用事業)									
新規参入施設等への巡回支援									
認定・子ども園特別支援教育(保費給付)									
施設整備等事業									
児童後援児童健全育成事業									
子育て短期支援事業									
夜間養育事業									
児童発達健全戸別訪問事業									
養育支援訪問事業									
子どもを育む幼児ふろの機能強化事業									
地域子育て支援拠点事業									
一時預かり事業									
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型									
短期型Ⅰ及び短期型Ⅱ									
児童村所型									
併用型事業									
子育て巡回活動支援事業									
III その他分									
児童後援児童健全育成事業									
一時預かり事業									
その他分計									
合計									

記入上の注意  
 1. ⑧欄には、交付金の別当目別3割ごとの差引額を記入すること。  
 2. ⑧欄には、③欄に記入した金額を減じた金額を記入すること。  
 3. ⑦欄には、⑤欄の額を記入すること。減少がない場合は0を記入すること。  
 4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3(利用者支援事業の場合は2/3)を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)を記入すること。





別添2

1. 利用者支援事業

類型	件数	経費総額の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
3. 母子保護型			
合計(1~3)	0	0	0

【記入上の注意】(1)基本型/(2)特定型/(3)母子保護型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (日数%)	事業実施 時間 (時間%)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相 対 支額	機能発 揮 のための 設備 数	多言語対応 通訳の 配置 人/台数	特別 支援 対応	多機能 型加算	一対多 対応 加算	開設 費 負担	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
							主任職員	補助職員	夜間	休日										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

【記入上の注意】

- ①～⑤欄は、指定支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉センター、公民館、市役所・町役場、児童館、空き店舗)、ヘルプ・ホットライン、民営化施設、指定した上記に記載しない公益施設以外の公益施設等について、その内容を記入すること。
- ※「地域施設」は、上記に記載しない公益施設以外の公益施設等について、その内容を記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体の名称を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない月数の事業を実施する場合は、これを月数として記入すること。
- ⑤欄は、1月に満たない日数の事業を実施する場合は、これを月数と日数として記入すること。
- ⑥欄は、機能発揮のための設備の数を記入すること。
- ⑦欄は、多言語対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、夜間・休日間の事業を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、一対多対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、特別支援対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、多機能型加算を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設費負担を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬欄は、開設経費の負担を滞りなく行う予定に記入すること。

別添2

1. 利用者支援事業

類型	件数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
3. 母子保護型			
合計(1~3)	0	0	0

【記入上の注意】(1)基本型/(2)特定型/(3)母子保護型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	施設	事業実施 月数	事業実施 日数 (日数%)	事業実施 時間 (時間%)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相 対 支額	機能発 揮 のための 設備 数	多言語対応 通訳の 配置 人/台数	特別 支援 対応	多機能 型加算	一対多 対応 加算	開設 費 負担	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
								主任職員	補助職員	夜間	休日										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
2																					
3																					
4																					
5																					
計																					

【記入上の注意】

- ①～⑤欄は、指定支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉センター、公民館、市役所・町役場、児童館、空き店舗)、ヘルプ・ホットライン、民営化施設、指定した上記に記載しない公益施設以外の公益施設等について、その内容を記入すること。
- ※「地域施設」は、上記に記載しない公益施設以外の公益施設等について、その内容を記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体の名称を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない月数の事業を実施する場合は、これを月数として記入すること。
- ⑤欄は、1月に満たない日数の事業を実施する場合は、これを月数と日数として記入すること。
- ⑥欄は、機能発揮のための設備の数を記入すること。
- ⑦欄は、多言語対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、夜間・休日間の事業を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、一対多対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、特別支援対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、多機能型加算を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設費負担を実施する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬欄は、開設経費の負担を滞りなく行う予定に記入すること。

改正後

現行





改正後	現行
<p data-bbox="159 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="159 236 835 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="510 338 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1120 236 1796 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="1471 338 1742 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="512 400 781 563" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1512 400 1780 563" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>



現行

Table with columns for 事業所名 (事業所名), 職員配置の区分 (職員配置の区分), 開所状況 (開所状況), 利用者に対する二一不調整 (利用者に対する二一不調整), 児童の数の内訳 (児童の数の内訳), 新開所 (新開所), 途中開所 (途中開所), 外委託の支出定額 (外委託の支出定額), 国庫補助金等 (国庫補助金等). Rows 1-10 and a total row.

- 記入上の注意
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワケに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ワケA」「〇〇ワケB」で区分して記入すること。
2. ②欄は、以下の「ア」～「エ」のいずれかから該当する区分を選択すること。
ア 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
イ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
ウ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
エ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)

改正後

Table with columns for 事業所名 (事業所名), 職員配置の区分 (職員配置の区分), 長期休職 (長期休職), 開所状況 (開所状況), 児童の数の内訳 (児童の数の内訳), 利用者に対する二一不調整 (利用者に対する二一不調整), 児童の数の内訳 (児童の数の内訳), 新開所 (新開所), 途中開所 (途中開所), 外委託の支出定額 (外委託の支出定額), 国庫補助金等 (国庫補助金等). Rows 1-10 and a total row.

- 記入上の注意
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワケに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ワケA」「〇〇ワケB」で区分して記入すること。
2. ②欄は、以下の「ア」～「エ」のいずれかから該当する区分を選択すること。
ア 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
イ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
ウ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)
エ 児童発達支援センター(児童発達支援センター)

別表2

(2)放課後子ども運動整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の無償	市町村行動計画の無償	対象経費の国庫補助額
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
				該当するものに○を記入すること						円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「○」を記入すること。

現行

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の無償	対象経費の国庫補助額
			開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
			該当するものに○を記入すること						円
1									
2									
3									
4									
5									
合計	か所								

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業等を記載している場合に「○」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども運動整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	改修	事業内容					市町村行動計画の無償	対象経費の国庫補助額
				備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
				該当するものに○を記入すること						円
1										
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型(放課後児童クラブ)における防災対策と防災の目標事業等を記載している場合に「○」を記入すること。

改正後

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容					市町村行動計画の無償	対象経費の国庫補助額
				一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
				該当するものに○を記入すること						円
1										
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余格教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型(放課後児童クラブ)における防災対策と防災の目標事業等を記載している場合に「○」を記入すること。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="479 405 745 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1458 399 1724 585" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="510 336 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="1473 336 1744 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

## 改正後

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（ か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（ か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校<sup>①</sup>敷地、**公立**地内)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

## 現行

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（ か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（ か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。  
②は、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校敷地<sup>①</sup>、**公立施設敷地**内等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブB」等と区分して記入すること。

現行

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブB」等と区分して記入すること。  
2. ②欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを1月とした値を記入すること。

改正後

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の特 種児童発生回数	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④	⑤
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (か所)				

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブB」等と区分して記入すること。

1. ①③欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等と区分して記入すること。  
2. ②欄には、**特種児童が100人以上発生している月**中に所在するクラブの集合に「0」を記入すること。  
3. ⑤欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="510 411 779 571" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1473 411 1742 571" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ推進改善事業

事業所名(フリガナ)	事業実施月数	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額			
		継続年度5年 未満	継続年度5年 以上10年未満	継続年度10 年以上	その他	基本給	手当	手当の内容	賞与			その他の内容		
①	ヶ月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合 計														

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとの実施する月数とし、②～⑩のフリガナに複数の支援の単位がある場合は「OOフリガナ/ OOフリガナ」のフリガナを区別して記入すること。  
2. ③欄は、支援の単位ごとの実施する従事者数とし、④～⑩のフリガナに複数の支援の単位がある場合は「OOフリガナ/ OOフリガナ」のフリガナを区別して記入すること。  
3. ⑪欄は、円未満の端数は切り捨てること。

改正後

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ推進改善事業

事業所名(フリガナ)	事業実施月数	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
		継続年度5年 未満	継続年度5年 以上10年未満	継続年度10 年以上	その他	基本給	手当	手当の内容	賞与			その他の内容	
⑤	ヶ月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

(記入上の注意)  
1. ⑤欄は、支援の単位ごとの実施する月数とし、⑥～⑩のフリガナに複数の支援の単位がある場合は「OOフリガナ/ OOフリガナ」のフリガナを区別して記入すること。  
2. ⑥欄は、支援の単位ごとの実施する従事者数とし、⑦～⑩のフリガナに複数の支援の単位がある場合は「OOフリガナ/ OOフリガナ」のフリガナを区別して記入すること。  
3. ⑪欄は、円未満の端数は切り捨てること。

(13) 放課後児童支援員キャリアアップ推進改善事業

種別	員数	支給の単位数
非正規職員	0	0
正規職員	0	0
公立企業	0	0
公立医療	0	0
私立医療	0	0
会社	0	0

改正後	現行
<p data-bbox="154 201 235 231">別表2</p> <p data-bbox="154 231 465 261">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="154 261 900 292">(13)放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</p> <div data-bbox="510 411 781 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 231 1426 261">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="1115 261 1861 292">(13)放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</p> <div data-bbox="1471 411 1742 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

別添2  
6. 子育て支援支援事業

Table with 4 columns: 種類, 施設の種類(※2の所管), 重積物の数, 対象経費の支出予定額. Rows include 1. 児童入所生活援助(フリースクール)事業, 2. 遊戯療法支援(フリースクール)事業, and a total row.

(記入上の注意)  
1. 「(1)児童入所生活援助(フリースクール)事業」「(2)遊戯療法支援(フリースクール)事業」における対応する欄の金額を記入すること。

Main table with columns: 実施施設の種類, 施設種別, 1日あたりの利用児童数, 年間利用日数, 利用児童数(最大日数), 利用児童数(最大日数)※1, 児童が等々利用施設等を利用する期間の算定方法, 対象経費の支出予定額, 国庫補助金等補助金の算定方法. Includes detailed sub-headers for each column.

(記入上の注意)  
①児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
②児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
③児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
④児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑤児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑥児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑦児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑧児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑨児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑩児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。

別添2  
6. 子育て支援支援事業

Table with 4 columns: 種類, 施設種別, 重積物の数, 対象経費の支出予定額. Rows include 1. 児童入所生活援助(フリースクール)事業, 2. 遊戯療法支援(フリースクール)事業, and a total row.

(記入上の注意)  
1. 「(1)児童入所生活援助(フリースクール)事業」「(2)遊戯療法支援(フリースクール)事業」における対応する欄の金額を記入すること。

Main table with columns: 実施施設の種類, 施設種別, 1日あたりの利用児童数, 年間利用日数, 利用児童数(最大日数), 利用児童数(最大日数)※1, 児童が等々利用施設等を利用する期間の算定方法, 対象経費の支出予定額, 国庫補助金等補助金の算定方法. Includes detailed sub-headers for each column.

(記入上の注意)  
①児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
②児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
③児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
④児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑤児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑥児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑦児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑧児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑨児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。  
⑩児童は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「児童院」「児童所」「フリースクール」その他を指すこと。

改正後

追加仕様

現行

実施期間の名称	施設別	1日あたりの利用可能な児童数	利用児童数(限×日数)			年間利用児童数			利用児童数(限×日数)			年間利用児童数						
			基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改正後

実施期間の名称	施設別	1日あたりの利用可能な児童数	利用児童数(限×日数)			年間利用児童数			利用児童数(限×日数)			年間利用児童数						
			基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計	基本分	増加分	合計				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

表 児童サービスの提供状況

表 児童サービスの提供状況

改正後

現行

別表2

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等による 訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 原重福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置監督等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業との連携	地域住民への周知を図る取組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修	実施要綱3(4)①の取組	実施要綱3(4)②の取組	⑦	⑧	⑨
①	②	③	④			

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
①	育児・家事援助 専門的相談支援	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による 訪問支援	育児家事援助を 民間団体へ委託		
①	②	③	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業との連携	地域住民への周知を図る取組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修	実施要綱3(4)①の取組	実施要綱3(4)②の取組	⑦	⑧	⑨
①	②	③	④			

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

(新規)

現行

別添2  
10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用世帯数	①	対象経費の支出予定額	②	国庫補助率額	③
1.訪問支援費及び事務費・管理費						
2.研修費						

（記入上の注意）  
 ①、②は、左前の子育て世帯数、単世帯数を記入すること。（併べ利用世帯数ではないのに留意すること）  
 ③、④は、(1)訪問支援費及び事務費・管理費(2)研修費(3)に於ける対応する額の金額を記入すること。

別添2

10. 子育て世帯訪問支援事業

利用世帯

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
																		利用世帯数
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

（記入上の注意）  
 ①、②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生涯学習協会、児童、その他から該当するものを選択すること。  
 ③欄は、1月に満たない研修を生じた場合は、これを月と日とした数字を記入すること。  
 ④欄は、利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑤欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑥欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑦欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑧欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑨欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑩欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑪欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑫欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑬欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑭欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑮欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑯欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑰欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。  
 ⑱欄は、(1)利用者の訪問回数平均の会社(年間)を記入すること。

改正後

①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨

（記入上の注意）  
 ①、②は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ③は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ④は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑤は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑥は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑦は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑧は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑨は、訪問支援費の発生額を記入すること。

①、②は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ③は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ④は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑤は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑥は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑦は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑧は、訪問支援費の発生額を記入すること。  
 ⑨は、訪問支援費の発生額を記入すること。

現行

(新規)

改正後

別表2  
11. 児童育成支援拠点事業

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平日分		長期休暇分		賞借料	開設 児童数	対象児童の支出 千円当り	児童福祉 事業費	
												出席日数	出席時間 出席者 出席数	出席日数	出席時間 出席者 出席数					
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12								
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
	会社	小児																		

- (記入上の注意)
- ①の欄は「児童福祉施設」「児童福祉施設(児童センター)」「児童福祉施設(児童センター)」「その他」から該当するものを記載すること。
  - ②の欄は NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、非営利団体、児童、その他から該当するものを記載すること。
  - ③の欄は「1月1日～3月31日」「4月1日～6月30日」「7月1日～9月30日」と記載すること。
  - ④の欄は「1月1日～3月31日」「4月1日～6月30日」「7月1日～9月30日」と記載すること。
  - ⑤の欄は「1月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑥の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑦の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑧の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑨の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑩の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑪の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。
  - ⑫の欄は「1月～3月」「4月～6月」「7月～9月」と記載すること。

出席日数

(新規)

現行

別表2

12. 親子関係形成支援事業

加算村名 \_\_\_\_\_

1 親子関係形成支援プログラムの実施	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助減額額 ②
2 親子関係形成支援プログラム資格取得支援		

(記入上の注意)

1. ① 親子関係形成支援プログラムの実施 「2. 親子関係形成支援プログラム資格取得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 親子関係形成支援プログラムの実施

事業名称 (名称)	運営主体	1プログラムにおける回数	年間実施プログラム数	参加者人数	利用者負担軽減を実施する場合の加算分			対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額	
					⑥ ⑦ ⑧	⑨	⑩			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10	会社									

(記入上の注意)

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(2) 親子関係形成支援プログラム資格取得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施	①	②	③
対象経費の支出 予定額			
国庫補助基準額			

(記入上の注意)

1. ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改正後

別添2  
10 地域子育て支援拠点事業

種類	件数	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(1)一般型	①	②	③
2. 出発型(2)一般型			
3. 出発型(3)一般型			
4. 連携型			
合計	0	0	0

記入上の注意  
①、②欄には、(1)一般型「(2)出発型」(3)連携型、小規模型指定施設(一般型)「(4)連携型」における対応する欄の旨欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体 月数	事業実施 月数	開設日数 (1日単位)	開設時間 (1日単位)	専任職員の内定		平均月間 親子数 (1日単位)	地域の中心 となる子育て 施設との距離 (有無)	地域支援	利用支援事 業の実施	特別 支援 対応	安否確認員 配置	育児参加促進 員配置	開設準備経費 支出予定額	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員 数	専任職員 月数										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

記入上の注意  
①、②欄には、(1)一般型「(2)出発型」(3)連携型、小規模型指定施設(一般型)「(4)連携型」における対応する欄の旨欄の金額を記入すること。

- ①は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ②は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ③は、1月に実施しない場合は、これを1月以上記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った専任職員の数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第1位を四捨五入)
- ⑤欄は、開設日によって開設時間における平均親子数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑩欄は、利用者支援事業実施回数ごとの利用者支援事業実施している場合は有を記入すること。
- ⑪欄は、利用者支援事業実施回数ごとの利用者支援事業実施している場合は有を記入すること。
- ⑫欄は、開設準備期間における専任職員の内定人数を記入すること。(1人が複数回の研修を行った場合も1人とカウント)
- ⑬欄は、開設準備期間における専任職員の内定人数を記入すること。以下の点に留意した上で複数日に記入すること。  
①同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日)、6月～6月(6業務日))に記入すること。  
②同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。  
③同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。  
④同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。
- ⑭欄は、複数日に記入した同一名称の事業所における事業月数の合計が2月を超えないこと。

### 改正後

別添2  
13 地域子育て支援拠点事業

種類	件数	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(1)一般型	①	②	③
2. 出発型(2)一般型			
3. 出発型(3)一般型			
4. 連携型			
合計	0	0	0

記入上の注意  
①、②欄には、(1)一般型「(2)出発型」(3)連携型、小規模型指定施設(一般型)「(4)連携型」における対応する欄の旨欄の金額を記入すること。

No.	名称	実施場所	運営主体 月数	事業実施 月数	開設日数 (1日単位)	開設時間 (1日単位)	専任職員の内定		平均月間 親子数 (1日単位)	地域の中心 となる子育て 施設との距離 (有無)	地域支援	利用支援事 業の実施	特別 支援 対応	安否確認員 配置	育児参加促進 員配置	開設準備経費 支出予定額	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員 数	専任職員 月数										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

- ①は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ②は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ③は、1月に実施しない場合は、これを1月以上記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った専任職員の数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第1位を四捨五入)
- ⑤欄は、開設日によって開設時間における平均親子数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(事業に携わる職員の人数ではない。)(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援センターとして実施している施設で、今年度引き続き地域子育てセンターとして実施している施設(有)とそうでない施設(無)を記入すること。
- ⑩欄は、利用者支援事業実施回数ごとの利用者支援事業実施している場合は有を記入すること。
- ⑪欄は、利用者支援事業実施回数ごとの利用者支援事業実施している場合は有を記入すること。
- ⑫欄は、開設準備期間における専任職員の内定人数を記入すること。(1人が複数回の研修を行った場合も1人とカウント)
- ⑬欄は、開設準備期間における専任職員の内定人数を記入すること。以下の点に留意した上で複数日に記入すること。  
①同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。  
②同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。  
③同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。  
④同一施設(4月～4月(4業務日)、5月～5月(5業務日))に記入すること。
- ⑭欄は、複数日に記入した同一名称の事業所における事業月数の合計が2月を超えないこと。

提出日 年 月 日

提出日 年 月 日

現行

(2) 出展形式(一般型)

No.	出展者名称	出展者名称	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	開設者経費		対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
						事業員・職員人 員数及び賃料	対外経費の 支出予定額		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩
2									
3									
4									

【記入上の注意】

- ①欄は、出展元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出展元の拠点の名称が当該出展形式の事業を複数の場所において記入している場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、事業実施の月数を記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑦欄は、開設年(月)について記入すること。

(3) 経過措置(小規模型指定施設(一般型))

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	専任職員の数 子数	平均利用額 子数	事業内容	経費相殺(国庫 回還率)の 有無	開設年月日 (YYYYMM)	対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

【記入上の注意】

- ①欄は、採択所、施設ごとにも、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に数回、当該施設を生じた場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑦欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑩欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

改正後

(2) 出展形式(一般型)

No.	出展者名称	出展者名称	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	平均利用額 子数	開設者経費		対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							事業員・職員人 員数及び賃料	対外経費の 支出予定額		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
計										

【記入上の注意】

- ①欄は、出展元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出展元の拠点の名称が当該出展形式の事業を複数の場所において記入している場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に数回、当該施設を生じた場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)のウ)を利用する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑦欄は、開設年(月)について記入すること。

(3) 経過措置(小規模型指定施設(一般型))

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	専任職員の数 子数	平均利用額 子数	事業内容	経費相殺(国庫 回還率)の 有無	開設年月日 (YYYYMM)	対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

【記入上の注意】

- ①欄は、採択所、施設ごとにも、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に数回、当該施設を生じた場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑦欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を決定する際の開設日数を利用すること。
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9のウ)に基づき算出する開所率(開所率)の1)の数字を算出する開所率(開所率)の数字を記入すること。
- ⑩欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。



現行

別表2  
11-特種カ事業

面頁は名 \_\_\_\_\_

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

記入上の注脚  
1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(3)幼稚園型Ⅰ」「(4)余給活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

改正後

別表2  
14-特種カ事業

面頁は名 \_\_\_\_\_

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

記入上の注脚  
1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(3)幼稚園型Ⅰ」「(4)余給活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

現行

(1) 一概要(一部分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員 月数	利用員又は児童数(年間延べ人数)													
					一 特別利用保育等対象児童	平日			長期休業日(8時間未満)			休日			ウ 緊急一時対応児童 措置等多数型 合計			
						長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上	長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上	長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		

No.	担当職員の配置	開所時間	開所日数	開設準備経費		児童数等の 支出定額	国庫補助 費補助額
				建設費 等	社会福祉 事業費 等		
1							
2							
3							
4							
5							

- 記入上の注意
- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援施設、児童館、公民館等、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
  - ②欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ⑤欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ⑥欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑦欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑧欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑨欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑩欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑪欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑫欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑬欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑭欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑮欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑯欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑰欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑱欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。

改正後

(1) 一概要(一部分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員 月数	利用員又は児童数(年間延べ人数)													
					一 特別利用保育等対象児童	平日			長期休業日(8時間未満)			休日			ウ 緊急一時対応児童 措置等多数型 合計			
						長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上	長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上	長期間 2-3 時間 未満	2-3 時間 以上	3時間 以上				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		

No.	利用員又は児童数(年間延べ人数)	担当職員の配置			
		保育士 等	家庭的 研究者 等	合計	開設準備経費 対象経費 の支出 定額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					

- 記入上の注意
- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館等、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
  - ②欄は、公民、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ⑤欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき選定を行った利用定員を記入すること。
  - ⑥欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑦欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑧欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑨欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑩欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑪欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑫欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑬欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑭欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑮欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑯欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑰欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。
  - ⑱欄は、児童一時対応児童措置対象の児童数(児童数)を記入すること。

別表2

(1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
						事務職員等 賃借料	賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。

## 現行

## 改正後

別表2

(1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
						事務職員等 賃借料	賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。
- ⑥、児童福祉法第21条の10に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本欄において申請を行わないこと。

現行

(2)幼稚園型1

№	施設 所在地 名称 所在地 主体	施設 設置 類型	施設の年間実施 日数		年間延べ利用児童数【自由保育分】			施設当り 年間延べ利用児童数 【広域利用含む】		保育料未納加算	就労支援施設 加算	開設準備費 の支出額 (改善費 等)	対象児 の支出額 の平均額
			平日 日	長期 休業 日	⑧以内の園児			⑨以外の園児					
					幼稚園在籍園児	特別な 支店を 要する 園児	うち長幼 2~3 未満 期間	うち長幼 2~3 3日間 以上 期間	平日 日				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													

【記入上の注意】

- ①園は、園立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②園は、幼稚園(新制別)、幼稚園(新制外)、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ③園は、長幼休業期間の平日に実施する場合のみ「かつ」で「6園」に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、「7園」ではなく「本園」に記入すること。
- ④園は、各園で定めている長期休業(夏季、夏季、冬季休業等)中の平日における実施日を入力すること。なお、長期休業中の休日は「園」に記入すること。
- ⑤園は、⑥園に「かつ」する日以外の実施日を入力すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑥～⑧園は、自由保育分について記入すること。
- ⑨園は、広域利用がある場合は、他の市町村に発生する利用者分を含め、施設所在地市町村に滞在の上記入すること。  
(施設は、施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の申込者または年間延べ児童数(在籍園児の平日、長期休業日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の施設所在地市町村に情報提供いたします。)
- ⑩園は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑩園は、保育料未納の児童又は幼稚園教諭等保育料未納者の割合に応じて「すべり」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑪園は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑫園は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(2)幼稚園型1

№	施設 所在地 名称 所在地 主体	施設 設置 類型	施設の年間実施 日数		年間延べ利用児童数【自由保育分】			施設当り 年間延べ利用児童数 【広域利用含む】		保育料未納加算	就労支援施設 加算	開設準備費 の支出額 (改善費 等)	対象児 の支出額 の平均額
			平日 日	長期 休業 日	⑧以内の園児			⑨以外の園児					
					幼稚園在籍園児	特別な 支店を 要する 園児	うち長幼 2~3 未満 期間	うち長幼 2~3 3日間 以上 期間	平日 日				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													

【記入上の注意】

- ①園は、園立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②園は、幼稚園(新制別外)、幼稚園(新制外)、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ③園は、長幼休業期間の平日に実施する場合のみ「かつ」で「6園」に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、「7園」ではなく「本園」に記入すること。
- ④園は、在籍中で休んでいる長期休業(夏季、夏季、冬季休業等)中の平日における実施日を入力すること。なお、長期休業中の休日は「園」に記入すること。
- ⑤園は、⑥園に「かつ」する日以外の実施日を入力すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑥～⑧園は、自由保育分について記入すること。
- ⑨園は、広域利用がある場合は、他の市町村に発生する利用者分を含め、施設所在地市町村に滞在の上記入すること。  
(施設は、施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の申込者または年間延べ児童数(在籍園児の平日、長期休業日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の施設所在地市町村に情報提供いたします。)
- ⑩園は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑩園は、保育料未納の児童又は幼稚園教諭等保育料未納者の割合に応じて「すべり」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑪園は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑫園は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑬園は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	幼稚園の年間実施 日数							施設 の年間実施 日数	年間延べ利用児童数 【自市町村分】				施設 当り 年間延べ利用児童数 【広域利用含む】	開設準備経費 （改修費等）	対象経費の支出 予定額	国庫補助 額			
				2歳児		1歳児		0歳児		平日 +長 期休 業日 +休 日		平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日					平日 +長 期休 業日 +休 日		
				長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日												長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日
				29 日	29 日	29 日	29 日	29 日	29 日												29 日	29 日
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬									
2																						
3																						

- （記入上の注意）
- ①欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ②欄は、幼稚園（幼稚園以外）、幼稚園（幼稚園）のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、長期休業期間の平日に実施する場合は「かつ」せず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄では必ず本欄に「かつ」すること。
  - ④欄は、各園で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かつ」すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄に「かつ」すること。
  - ⑤欄は、⑥欄に「かつ」する日以外の実施日を「かつ」すること。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
  - ⑥欄は、自市町村分について記入すること。
  - ⑦欄は、各園で定める長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かつ」すること。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
  - ⑧欄は、自市町村分について記入すること。
  - ⑨欄は、各園で定める長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かつ」すること。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
  - ⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	幼稚園の年間実施 日数							施設 の年間実施 日数	年間延べ利用児童数 【自市町村分】				施設 当り 年間延べ利用児童数 【広域利用含む】	開設準備経費 （改修費等）	対象経費の支出 予定額	国庫補助 額			
				2歳児		1歳児		0歳児		平日 +長 期休 業日 +休 日		平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	平日 +長 期休 業日 +休 日					平日 +長 期休 業日 +休 日		
				長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日	長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日												長期 休業 日	平日 +長 期休 業日 +休 日
				29 日	29 日	29 日	29 日	29 日	29 日												29 日	29 日
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬									
2																						
3																						

- （記入上の注意）
- ①欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ②欄は、幼稚園（幼稚園以外）、幼稚園（幼稚園）のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、長期休業期間の平日に実施する場合は「かつ」せず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄では必ず本欄に「かつ」すること。
  - ④欄は、各園で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かつ」すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄に「かつ」すること。
  - ⑤欄は、⑥欄に「かつ」する日以外の実施日を「かつ」すること。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
  - ⑥欄は、自市町村分について記入すること。
  - ⑦欄は、各園で定める長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かつ」すること。なお、本表における他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
  - ⑧欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
  - ⑨欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
  - ⑩欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

9. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本表表においては申請を行わないこと。

現行

4) 余暇活用型

№	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)			特別支援児童対象児童 数(※修習者)	対象児童の 支出予定額	国庫補助 額
					基本分	多給型	合計			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

記入上の注意

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭内保育、小規模保育、事業所内保育から該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中間給の場合1月未満の月分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑧は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

5) 居宅訪問型

№	派遣元施設名称	設置主体	利用定員 月数	事業実施 月数	児童一人当たり対象児童数(年間延べ人数)			特別支援児童対象児童 数(※修習者)	対象児童の 支出予定額	国庫補助 額
					緊急一時預かり対象児童数 4時間以上	緊急一時預かり対象児童数 4時間未満	合計			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

記入上の注意

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童発達支援センター、居宅訪問型児童発達支援センター、児童発達支援センターから該当するものを記入すること。
- ④欄は、月途中間給の場合1月未満の月分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑧は、緊急一時預かりの年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑩は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

4) 余暇活用型

№	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)			特別支援児童対象児童 数(※修習者)	対象児童の 支出予定額	国庫補助 額
					基本分	緊急一時預かり対象児童数 4時間以上	緊急一時預かり対象児童数 4時間未満			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

記入上の注意

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭内保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中間給の場合は1月未満の月分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑧欄は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑩欄は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

5) 居宅訪問型

№	派遣元施設名称	設置主体	利用定員 月数	事業実施 月数	児童一人当たり対象児童数(年間延べ人数)			特別支援児童対象児童 数(※修習者)	対象児童の 支出予定額	国庫補助 額
					緊急一時預かり対象児童数 4時間以上	緊急一時預かり対象児童数 4時間未満	合計			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
計										

記入上の注意

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童発達支援センター、居宅訪問型児童発達支援センター、児童発達支援センターから該当するものを記入すること。
- ④欄は、月途中間給の場合は1月未満の月分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤～⑧欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑩欄は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑪～⑫欄は、特別支援児童対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑭欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(6) 災害特別型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数			(証人人数)	対象乳幼児 ④、⑧以外の ⑨	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)						
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児	1号認定	2号認定	3号認定	教育期間の前年度又は長期休業日等に当該措置等による児童		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
	計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

改正後

(6) 災害特別型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数			(証人人数)	対象乳幼児 ④、⑧以外の ⑨	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)						
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児	1号認定	2号認定	3号認定	教育期間の前年度又は長期休業日等に当該措置等において当該措置等を利用する児童		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
	計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第91条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

1.2 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

特種分	類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分	1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
	2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
	2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
	低所得者減免分加算合計			
	1. 病児対応型 ③当日キヤンセル対応加算			
②低所得者減免分加算	2. 病後児対応型 ③当日キヤンセル対応加算			
	当日キヤンセル対応加算合計			
一般分(改善分)				
1. 病児対応型				
2. 病後児対応型				
3. 体調不良児対応型				
一般分(改善分)合計				

〔記入上の注意〕  
 ①、②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

改正後

別表2

1.5 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

特定分	類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分	1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
	2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
	2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
	低所得者減免分加算合計			
	一般分(改善分)			
1. 病児対応型				
2. 病後児対応型				
3. 体調不良児対応型				
一般分(改善分)合計				

〔記入上の注意〕  
 ①、②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。



現行

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非世帯世帯)世帯人数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1		①	②	③	④
2					
3					
4					
5					
計					

③当日キヤンセルに対する要人体制を維持するための加算

No.	名称	キャンセルの回数	年間キャンセル回数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1		①	②	③	④
2					
3					
4					
5					
計					

- 記入上の注意)
- 1.当日キャンセルに対する要人体制を維持するための加算を任意組合にのみ記入すること。
  - 2.同一世帯、利用者が複数ある所に、予約者ごとが同一世帯として把握を下記アオからアエまで記入すること。(複数回算)
  - ア オの予約者等により地域の備品保管施設の変更が必要となる場合について。
  - イ 予約受付の予定により利用日に利用者に對し、て利用の有無を再度確認している。
  - エ 電話保管施設が原因により前日に利用者に對し、て利用者が複数ある所に予約者ごととは把握されない。
  - オ その他(※具体的な内容が記載願ひ下さい)
  - 3.③欄は、当日キャンセルにより任意職員に予約が年じり回数を超えたと認められること。
  - 4.④欄は、当日キャンセルにより任意職員に予約が年じり回数を超えたと認められること。

改正後

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非世帯世帯)世帯人数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1		①	②	③	④
2					
3					
4					
5					
計					

(削除)



②住所持者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用（生活保護）世へ人数 うち、市町村民団非課税世帯である等、特に困難している市町村が認めたる世帯の世帯主へ人数	減免分加算適用（非課税世帯）世へ人数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
	①	②	③	④	⑤
1					⑥
2					
3					
4					
5					
計					

③当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算

No.	名称	キャンセルセールの回数	年別キャンセル回数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

記入上の注意  
 1. 当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合には、記入すること。  
 2. ②欄は、利用者が複数に予約を行うことがないお通いでいる対応策を下記ア～オから選ぶこと。（複数回答可）  
 ア 予約受付システムにより利用日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
 イ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
 ウ 乗込保護施設が原因に予約がキャンセルされないため、利用者が複数に予約を行うことは想定されない。  
 オ その他（具体的な対応策を記載してください）  
 3. ③欄は、当日キャンセルにお応えしたことに伴って負担する予定の人員等の経費を記入すること。  
 4. ④欄は、当日キャンセルにお応えしたことに伴って負担する予定の人員等の経費を記入すること。

現行

②住所持者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用（生活保護）世へ人数 うち、市町村民団非課税世帯である等、特に困難している市町村が認めたる世帯の世帯主へ人数	減免分加算適用（非課税世帯）世へ人数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
	①	②	③	④	⑤
1					⑥
2					
3					
4					
5					
計					

改正後

(削除)

現行

(3) 休職不登壇型

①休職1年以内6年度以前の休職する施設、または平成7年度より新規開設・看護師等を2名以上配属して実施する施設、ただし、一部分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童 数(有償利用 人数)	5名未満児 受入児童 数(有償利用 人数)	送迎対応 児童数	看護師等 配置人数	送迎費 (種別)	送迎対応を行う 職員配置人数 (種別)	研修参加児童 数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間給の場合には「月未達の部分」については切り捨てて値を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。
- ⑥欄は、5名未満児利用児童数、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等」を申請する場合に「有償」を記入すること。
- ⑦欄は、5名未満児利用児童数、送迎の際に必要となる費用について、「送迎費」を申請する場合に「有償」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。
- ⑨欄は、送迎方法を「タクシー」、「自動車」のいずれかを記入すること。その他の「」については具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を向上する研修参加児童数を記入すること。1人で複数の研修に参加する場合も「1」を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を向上する研修参加児童数を記入すること。②～⑤欄は記載せず。③欄及び④欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成7年度より新規開設・看護師等を1名配属して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童 数(有償利用 人数)	送迎対応 児童数	看護師等 配置人数	送迎費 (種別)	送迎対応を行う 職員配置人数 (種別)	研修参加児童 数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間給の場合には「月未達の部分」については切り捨てて値を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。

改正後

(3) 休職不登壇型

①休職1年以内6年度以前から実施する施設、または平成7年度より新規開設・看護師等を2名以上配属して実施する施設、ただし、一部分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童 数(有償利用 人数)	5名未満児 受入児童 数(有償利用 人数)	送迎対応 児童数	看護師等 配置人数	送迎費 (種別)	送迎対応を行う 職員配置人数 (種別)	研修参加児童 数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間給の場合には「月未達の部分」については切り捨てて値を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。
- ⑥欄は、5名未満児利用児童数、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等」を申請する場合に「有償」を記入すること。
- ⑦欄は、5名未満児利用児童数、送迎の際に必要となる費用について、「送迎費」を申請する場合に「有償」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎方法を「タクシー」、「自動車」のいずれかを記入すること。その他の「」については具体的な実施方法を記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用を向上する研修参加児童数を記入すること。1人で複数の研修に参加する場合も「1」を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を向上する研修参加児童数を記入すること。②～⑤欄は記載せず。③欄及び④欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成7年度より新規開設・看護師等を1名配属して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童 数(有償利用 人数)	送迎対応 児童数	看護師等 配置人数	送迎費 (種別)	送迎対応を行う 職員配置人数 (種別)	研修参加児童 数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間給の場合には「月未達の部分」については切り捨てて値を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有償」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合には「有償」は記載すること。

現行

(4) 非施設型(訪問型)

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ① ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後

(4) 非施設型(訪問型)

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ① ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。



別表2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援措置

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 金総額 ③
(1) 緊急時の職員確保、 equal 環境整備の項目・ 関連措置等			( )
(2) 感染症対策のための改修			( )
合 計	0	0	( )

【記入の注意】

- ①の各欄には、(1) 緊急時の職員確保、 equal 環境整備の項目上掲「措置概要」(2) 感染症対策のための改修 における対象する箇の柱欄の金額を記入すること。
- ②の欄は、業務が所業ごとの国庫補助金種類 ※ の合計額を計上すること。  
※ 業務別の所業ごとの国庫補助金種類は、令和4年度の交付決定額を記入する。
- ③の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)







別添2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業  
 2. 感染症対策のための対策

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	②	国庫補助金等額 ③
利用者支援事業	か所			
延長保育事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳母委託全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
育児支援事業	か所			
子供の読書推進事業（オンライン・オフライン事業）	市町村			
会社				

（記入上の注意）

1. ②の欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。  
 2. ③の欄は、要諦が所導ごとの国庫補助金等額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

別表2

2. 利用者に対する事業、施設後援者等健全育成事業、乳児健診全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
 ICT化推進事業（令和14年度第2次補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

種別	効果 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのスタッフの導入			( )
(2) 研修のオンライン化			( )
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			( )
合計	0	0	( ) 0

（記入上の注意）

- ①、②、③欄には、(1)業務のICT化を行うためのスタッフの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実地的研究、その他国庫補助基準額（※1）の合計額を計上すること。
- ※実地的研究、その他の国庫補助基準額は、令和14年度の交付決定額を限り記載する。
- ③欄の括弧内は、令和14年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)

別表2

2. 利用者交換事業、地域後援者健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）

(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	① か所	対象経費の支出予定額 ② 円	③ 円 E 国庫補助基準額
利用者支援事業		か所	( )	( )
地域後援者健全育成事業		支援の単位	( )	( )
乳児家庭全戸訪問事業		市町村	( )	( )
養育支援訪問事業		市町村	( )	( )
地域子育て支援拠点事業		か所	( )	( )
合計			( )	( )

(記入上の注意)

- ①欄は、(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
- ②欄は、要諦の所等ことの国庫補助基準額(※)の合計額を料上すること。  
※要諦の所等ことの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。
- ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を料上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

2. 利用料支援事業、放牧牧草産出促進事業、利用家畜各戸訪問事業、糞尿支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）  
③. 通販・産卵のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象総数の支出予定額	②	③
利用料支援事業	小所			( )	( )
放牧牧草産出促進事業	支援の単位			( )	( )
利用家畜各戸訪問事業	市町村			( )	( )
糞尿支援訪問事業	市町村			( )	( )
地域子育て支援拠点事業	小所			( )	( )
	会社			( )	( )

（記入上の注意）

- ①欄は、通販や産卵のための機器の導入に係る総数を記入すること。
- ②欄は、業務が所等ごとの国庫補助基準額(※)の合計額を計上すること。
- ※業務が所等ごとの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。
- ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるDTC化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のDTC化を行ったためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

- ②③欄には、「(1)業務のDTC化を行ったためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実効的所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるDTC化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のDTC化を行ったためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

- ②③欄には、「(1)業務のDTC化を行ったためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実効的所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）  
 1. ①欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子別居形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		①	②
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		①	②
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

Table with columns for 事業名, 総事業費, 交付金, 補助金, 国庫補助, 道庁補助, 市町村補助, 国庫補助交付金, 国庫補助交付金, 差引. Includes categories like 児童福祉事業, 子育て支援事業, and 子育て活動助成支援事業.

①国庫以上交付額の別個の別項に定める額を繰越控入すこと。
②国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
③国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
④国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
⑤国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。

改正後

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

Table with columns for 事業名, 総事業費, 交付金, 補助金, 国庫補助, 道庁補助, 市町村補助, 国庫補助交付金, 国庫補助交付金, 差引. Includes categories like 児童福祉事業, 子育て支援事業, and 子育て活動助成支援事業. Some rows are highlighted in red.

①国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
②国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
③国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
④国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。
⑤国庫以上交付額に①の交付額を算入し、②の交付額を繰越控入すこと。





別添2

1. 利用者支援事業

類型	が所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定制			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保護型			
合計(1~3)	0	0	0

〔記入上の注意〕(1)基本型」「(2)特定制」「(3)母子保護型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (おおよび)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張等 の 支償	機能強 化 の ための 追加 配属	多言語対応 の 対応 人 の 数	特別 支援 対応	多機能 型 加算 特 別 加 算	二 三 休 間 隔 別 業 務 費 支 出 額	国庫補助 基準額
							専任職員	パート職員	計								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

〔記入上の注意〕

- ①～③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、市役所・市役所・市役所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション(公民館)は、上記「児童館」が実施主体(実施主体)か、その他( )から該当するものを選択すること。
- ④～⑥欄は、1月に実施する月数を記入し、その月ごとの実施日数を記入すること。
- ⑦欄は、1月に実施する時間(1日あたり)を記入すること。
- ⑧～⑩欄は、出張等(出張費)の費用を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑪欄は、機能強化のための追加配属の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑫欄は、特別支援対応の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑬欄は、多機能型加算特例加算の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑭欄は、二・三休間隔別業務費支出額の金額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑮欄は、国庫補助基準額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備費の費用を記入する場合は「有」を記入すること。

別添2

1. 利用者支援事業

類型	が所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定制			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保護型			
合計(1~3)	0	0	0

〔記入上の注意〕(1)基本型」「(2)特定制」「(3)母子保護型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (おおよび)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張等 の 支償	機能強 化 の ための 追加 配属	多言語対応 の 対応 人 の 数	特別 支援 対応	多機能 型 加算 特 別 加 算	二 三 休 間 隔 別 業 務 費 支 出 額	国庫補助 基準額
							専任職員	パート職員	計								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

〔記入上の注意〕

- ①～③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、市役所・市役所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション(公民館)は、上記「児童館」が実施主体(実施主体)か、その他( )から該当するものを選択すること。
- ④～⑥欄は、1月に実施する月数を記入し、その月ごとの実施日数を記入すること。
- ⑦欄は、1月に実施する時間(1日あたり)を記入すること。
- ⑧～⑩欄は、出張等(出張費)の費用を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑪欄は、機能強化のための追加配属の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑫欄は、特別支援対応の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑬欄は、多機能型加算特例加算の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑭欄は、二・三休間隔別業務費支出額の金額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑮欄は、国庫補助基準額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備費の費用を記入する場合は「有」を記入すること。

改正後

別添2

1. 利用者支援事業

類型	が所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定制			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保護型 の 実 支 出 額 (千 円)	0	0	0
合計(1~3)	0	0	0

〔記入上の注意〕(1)基本型」「(2)特定制」「(3)母子保護型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	類型	事業実施 月数	事業実施 日数 (おおよび)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張等 の 支償	機能強 化 の ための 追加 配属	多言語対応 の 対応 人 の 数	特別 支援 対応	多機能 型 加算 特 別 加 算	二 三 休 間 隔 別 業 務 費 支 出 額	対象経費 の 実支出額	国庫補助 基準額
								専任職員	パート職員	計									
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

〔記入上の注意〕

- ①～③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、市役所・市役所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション(公民館)は、上記「児童館」が実施主体(実施主体)か、その他( )から該当するものを選択すること。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、児童、その他から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に実施する月数を記入すること。
- ⑥欄は、1月に実施する日数(おおよび)を記入すること。
- ⑦欄は、1日に実施する時間(1日あたり)を記入すること。
- ⑧～⑩欄は、出張等(出張費)の費用を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑪欄は、機能強化のための追加配属の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑫欄は、特別支援対応の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑬欄は、多機能型加算特例加算の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑭欄は、二・三休間隔別業務費支出額の金額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑮欄は、対象経費の実支出額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備費の費用を記入する場合は「有」を記入すること。

別添2

1. 利用者支援事業

類型	が所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定制			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保護型 の 実 支 出 額 (千 円)	0	0	0
合計(1~3)	0	0	0

〔記入上の注意〕(1)基本型」「(2)特定制」「(3)母子保護型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	類型	事業実施 月数	事業実施 日数 (おおよび)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張等 の 支償	機能強 化 の ための 追加 配属	多言語対応 の 対応 人 の 数	特別 支援 対応	多機能 型 加算 特 別 加 算	二 三 休 間 隔 別 業 務 費 支 出 額	対象経費 の 実支出額	国庫補助 基準額
								専任職員	パート職員	計									
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

〔記入上の注意〕

- ①～③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、市役所・市役所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション(公民館)は、上記「児童館」が実施主体(実施主体)か、その他( )から該当するものを選択すること。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、児童、その他から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に実施する月数を記入すること。
- ⑥欄は、1月に実施する日数(おおよび)を記入すること。
- ⑦欄は、1日に実施する時間(1日あたり)を記入すること。
- ⑧～⑩欄は、出張等(出張費)の費用を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑪欄は、機能強化のための追加配属の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑫欄は、特別支援対応の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑬欄は、多機能型加算特例加算の人数を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑭欄は、二・三休間隔別業務費支出額の金額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑮欄は、対象経費の実支出額を記入する場合は「有」を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備費の費用を記入する場合は「有」を記入すること。





改正後	現行
<p data-bbox="154 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="154 236 835 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="510 338 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="584 387 707 451">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 236 1796 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="1471 338 1742 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 387 1668 451">(略)</p></div>

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="495 456 763 616" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1476 469 1744 628" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数) (ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="521 448 788 606" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数) (ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="1464 448 1731 606" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別表2  
(1) 別表2(現行)2020年2月24日付

市町村名

事業名 (7字名)	実施期間の 区分	開始期 日	長期継続 対象日数	開所状況		利用者がいる二 一不調査	児童の数の10人未満	児童の数の10人以上 未満児童(10人以上 未満児童)が認めら れる	児童の数の10人以上 未満児童(10人以上 未満児童)が認めら れる	別所 年月日	他中間所 年月日	対象者の 実支出額	国庫補助 額
				平均	長期継続分								
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計	カ所												

- 記入上の注意
1. 児童の数の欄には0を記入すること。一つの子どもに複数の児童の属性がある場合は「007779A」「007779B」等区別して記入すること。
  2. 別表2(現行)の7-20の9A「1」から該当する区分を該当すること。
  3. 別表2(現行)の7-20の9B「1」から該当する区分を該当すること。
  4. 別表2(現行)の7-20の9C「1」から該当する区分を該当すること。
  5. 別表2(現行)の7-20の9D「1」から該当する区分を該当すること。
  6. 別表2(現行)の7-20の9E「1」から該当する区分を該当すること。
  7. 別表2(現行)の7-20の9F「1」から該当する区分を該当すること。
  8. 別表2(現行)の7-20の9G「1」から該当する区分を該当すること。
  9. 別表2(現行)の7-20の9H「1」から該当する区分を該当すること。
  10. 別表2(現行)の7-20の9I「1」から該当する区分を該当すること。
  11. 別表2(現行)の7-20の9J「1」から該当する区分を該当すること。
  12. 別表2(現行)の7-20の9K「1」から該当する区分を該当すること。

改正後

別表2  
(1) 開所日数2020年2月24日付

市町村名

事業名 (7字名)	実施期間の 区分	開始期 日	長期継続 対象日数	開所状況		利用者がいる二 一不調査	児童の数の10人未満	児童の数の10人以上 未満児童(10人以上 未満児童)が認めら れる	児童の数の10人以上 未満児童(10人以上 未満児童)が認めら れる	別所 年月日	他中間所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 額
				平均	長期継続分								
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計	カ所												

- 記入上の注意
1. 児童の数の欄には0を記入すること。一つの子どもに複数の児童の属性がある場合は「007779A」「007779B」等区別して記入すること。
  2. 別表2(改正)の7-20の9A「1」から該当する区分を該当すること。
  3. 別表2(改正)の7-20の9B「1」から該当する区分を該当すること。
  4. 別表2(改正)の7-20の9C「1」から該当する区分を該当すること。
  5. 別表2(改正)の7-20の9D「1」から該当する区分を該当すること。
  6. 別表2(改正)の7-20の9E「1」から該当する区分を該当すること。
  7. 別表2(改正)の7-20の9F「1」から該当する区分を該当すること。
  8. 別表2(改正)の7-20の9G「1」から該当する区分を該当すること。
  9. 別表2(改正)の7-20の9H「1」から該当する区分を該当すること。
  10. 別表2(改正)の7-20の9I「1」から該当する区分を該当すること。
  11. 別表2(改正)の7-20の9J「1」から該当する区分を該当すること。
  12. 別表2(改正)の7-20の9K「1」から該当する区分を該当すること。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1) 放課後児童健全育成事業     (イ) 開所日数200日～249日の別紙1     (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="535 555 792 707" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 115px; height: 95px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1) 放課後児童健全育成事業     (イ) 開所日数200日～249日の別紙1     (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="1458 555 1715 707" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 115px; height: 95px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別添2

(7)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容							
		修繕費 の有關	改善	備品購入等	開所準備経費	一休型の実施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額	対象経費 国庫補助 費 実支出額
1	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2									
3									
4									
5									
合計	か所								

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童クラブを育成する事業を、新たに実施する(実施している)場所(向)小学校の名称(教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、修繕費である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であつて、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行機社に、一休型の目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

(7)放課後児童クラブ施設改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所 の有無	修繕費 の有關	開所準備経費	事業内容						
				一休型の実施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額	対象経費 国庫補助 費 実支出額	児童館、児童センター 防犯対策の実 施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額
1	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童クラブを育成する事業を、新たに実施する(実施している)場所(児童館、児童センター、小学校の名称(教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ②欄は、修繕費である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合又は対象種別、指定ことなどを活用する場合であつて、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行機社に、一休型の目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

改正後

別添2

(7)放課後児童クラブ施設改善事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費 の有關	改善	事業内容							
				備品購入等	開所準備経費	一休型の実施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額	対象経費 国庫補助 費 実支出額	児童館、児童センター 防犯対策の実 施	防犯対策の実 施
1	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童クラブを育成する事業を、新たに実施する(実施している)場所(向)小学校の名称(教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄は、修繕費である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であつて、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行機社に、一休型の目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

(7)放課後児童クラブ施設改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費 の有關	開所準備経費	事業内容							
				一休型の実施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額	対象経費 国庫補助 費 実支出額	児童館、児童センター 防犯対策の実 施	防犯対策の実 施	市町村行機社 の 開所準備 実支出額	対象経費 国庫補助 費 実支出額
1	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童クラブを育成する事業を、新たに実施する(実施している)場所(児童館、児童センター、小学校の名称(教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ②欄は、修繕費である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であつて、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行機社に、一休型の目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後子ども環境整備事業     (ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ) 倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="490 469 761 630" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後子ども環境整備事業     (ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ) 倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1469 469 1740 630" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 235 231">別表2</p> <p data-bbox="152 231 504 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="510 368 781 529" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1198 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 231 1467 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="1473 368 1744 529" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

## 改正後

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校、2敷地、3区内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
1				
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

## 現行

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校敷地、2公共施設敷地内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
1				
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表2  
 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助) \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。

現行

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1	ヶ月		
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。  
 2. ②欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを「月」として値を記入すること。

改正後

別表2  
 (3) 放課後児童クラブ支援事業 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_  
 (イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の送迎児童発生の有無	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤
1		ヶ月		
2				
3				
4				
5				
合計 ( 万円)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。  
 2. ②欄には、送迎児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの欄は「○」を記入すること。  
 3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを「月」として値を記入すること。



改正後	現行
<p data-bbox="159 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="159 236 465 263">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="159 268 495 295">(5)障害児受入強化推進事業</p> <p data-bbox="197 300 696 327">～(8)放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="510 411 781 576" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="584 464 707 528">(略)</p></div>	<p data-bbox="1120 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1120 236 1426 263">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="1120 268 1453 295">(5)障害児受入強化推進事業</p> <p data-bbox="1158 300 1657 327">～(8)放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="1471 411 1742 576" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 464 1668 528">(略)</p></div>

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  ) 箇所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日「予定」を記載すること(日時が決まっていない場合は月の記載でも可能)。

現行

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  ) 箇所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

改正後

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="510 411 781 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1471 411 1742 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別表2  
Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ促進改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(プログラム)	事業実施月数	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 実支出額	国庫補助 額		
		放課後児童支援員 継続年数5年 以上10年未 滿	継続年数10 年以上	その他	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他			その他の内容	
①	7	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	7月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

- (記入上の注意)
- ①欄は、支援の単位ごとに作成すること。一つのプログラムに複数の支援の単位がある場合は「OOプログラム」/「OOプログラム」と区分して記入すること。
  - ②欄は、1月に満たない月数を記入すること。これを1月とし、1欄を記入すること。
  - ③欄は1月未満の月数は0/1欄で記入すること。

改正後

別表2  
Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ促進改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	児童数		支援の単位数	
	児童数	児童の単位数	児童数	児童の単位数
公立児童	0	0	0	0
公立児童	0	0	0	0
公立児童	0	0	0	0
私立児童	0	0	0	0
私立児童	0	0	0	0
私立児童	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

①②③④の合計は、子ども支援費改定後の交付数となる児童数、支援の単位数を1月1日時点と記入すること。

事業所名(プログラム)	児童数 児童数	事業実施月数	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 実支出額	国庫補助 額	
			児童数	児童の単位数	児童数	児童の単位数	基本給	手当	手当の内容	賞与			その他
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

- (記入上の注意)
- ①～⑤欄は、支援の単位ごとに作成すること。一つのプログラムに複数の支援の単位がある場合は「OOプログラム」/「OOプログラム」と区分して記入すること。
  - ⑥欄は、1月に満たない月数を記入すること。これを1月とし、1欄を記入すること。
  - ⑦欄は1月未満の月数は0/1欄で記入すること。

別添2

其 他的

住所名

	選取数		受領の単位数	
	申請選取数	暫定の選取数	申請受領の単位数	暫定の受領の単位数
公立公費	0	0	0	0
公立民費	0	0	0	0
私立民費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

1. ①欄、②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる選取数、受領の単位数を記入すること。

事業所名(ラテ名)	設置・運営主体	資金使途別受領数		事業実施月数	当該事業所が実施する児童発達支援事業・障害児通園・通学保育事業の実施の有無	対象児童の受領上限額	児童補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

1. ①欄には、児童発達支援センターに設置することとし、そのラテ名に児童の受領の単位がある場合は「00ラテA」「00ラテB」等に区分して記入すること。

2. ②欄には、当該事業所が実施する事業の運営主体を記入すること。

3. ③欄には、当該事業所が実施する事業の常勤職員数を記入すること。

4. ④欄には、当該事業所が実施する事業の非常勤職員数を記入すること。

5. ⑤欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

6. ⑥欄には、当該事業所が実施する事業の実施の有無を記入すること。

7. ⑦欄には、当該事業所が実施する事業の実施の上限額を記入すること。

8. ⑧欄には、当該事業所が実施する事業の児童補助基準額を記入すること。

改正後

現行

別添2

其 他的

住所名

	選取数		受領の単位数	
	申請選取数	暫定の選取数	申請受領の単位数	暫定の受領の単位数
公立公費	0	0	0	0
公立民費	0	0	0	0
私立民費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

1. ①欄、②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる選取数、受領の単位数を記入すること。

事業所名(ラテ名)	設置・運営主体	資金使途別受領数		事業実施月数	当該事業所が実施する児童発達支援事業・障害児通園・通学保育事業の実施の有無	対象児童の受領上限額	児童補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

1. ①欄には、児童発達支援センターに設置することとし、そのラテ名に児童の受領の単位がある場合は「00ラテA」「00ラテB」等に区分して記入すること。

2. ②欄には、当該事業所が実施する事業の運営主体を記入すること。

3. ③欄には、当該事業所が実施する事業の常勤職員数を記入すること。

4. ④欄には、当該事業所が実施する事業の非常勤職員数を記入すること。

5. ⑤欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

6. ⑥欄には、当該事業所が実施する事業の実施の有無を記入すること。

7. ⑦欄には、当該事業所が実施する事業の実施の上限額を記入すること。

8. ⑧欄には、当該事業所が実施する事業の児童補助基準額を記入すること。



改正後

現行

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等による 訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワー クと訪問事業との連携	地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格 取得のための研修(講習 会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
①	育児・家事援助 専門的相談支援	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援		
①	助産師等による 訪問支援	④	⑤

(記入上の注意)

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワー クと訪問事業との連携	地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資 格取得のための研 修(講習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。





現行

(新規)

別表2

12.親子関係形成支援事業

申請は名

親子関係形成支援プログラムの実施	社会経費の変支出額	①	国庫補助金等額	②
親子関係形成支援プログラムの資格取得支援 会社				

【記入上の注意】

1. 「1」親子関係形成支援プログラムの実施に2 親子関係形成支援プログラム資格取得支援11における対応する額の金額を記入すること。

【1】親子関係形成支援プログラムの実施

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	事業所名 〔名称〕	① 運営主体	② 1プログラムにお ける回数	③ 年間実施プロ グラム数	④ 参加者人数	⑤ 利用者が当該年度を実施する組合の加重分				⑥ 社会経費の変支 出額	⑦ 国庫補助 金等額
						⑧ 77.生活保護世帯	⑨ 〔1〕市町村 民 世帯 世帯世帯	⑩ 〔2〕市町村 民 世帯 77.101円未満世 帯	⑪ 〔3〕市町村 民 世帯 77.101円未満世 帯		
11	合計										

【記入上の注意】

- ①～③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、消費、その他が該当する社のお選択すること。
- ④欄は、1プログラムにおける回数(開催数)を記入し、⑤～⑦回、⑧～⑩回、⑪～⑬回、⑭～⑯回、⑰～⑱回、⑲～⑳回、㉑～㉓回、㉔～㉖回、㉗～㉙回、㉚～㉜回、㉝～㉞回、㉟～㊱回、㊲～㊴回、㊵～㊷回、㊸～㊺回、㊻～㊽回、㊾～㊿回、1年以上から該当する社を選択すること。
- ④～⑥欄は、年間実施プログラム数(③欄)に記入し、1プログラムの年間実施数(回数)を記入すること。
- ⑤～⑦欄は、年間の参加者人数を記入すること。
- ⑧～⑪欄は、別表の算定方法に基づき、親子関係形成支援事業、3次産額1の1加重分の区分に応じて年間累計利用回数を記入すること。
- ⑫～⑭欄は、別表の算定方法に基づき、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じた数を入力すること。(例)全4回のプログラムを77の世帯が5世帯利用した場合、20回11.5世帯が5世帯利用した場合、11.5世帯が5世帯利用する場合は、11.5世帯が5世帯利用する回数(回数)から、本表式においては算定を行わない。

【2】親子関係形成支援プログラムの資格取得支援

プログラムの実施のための資格取得等支 援の要領	社会経費の変支 出額	①	国庫補助金等額	②

【記入上の注意】

1. ①欄は、プログラム実施のための資格取得等の取組や研修等の要領として、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要経費の支出を科目別に〇1を記入すること。  
なお、資格取得者等に對して、本事業のプログラム実施への直接的な促進を要領とすること。

改正後



現行

(2) 出展むらび(一般型)

№	出展名称	出展名称	専業業種 月数	開設日数 (月数×2)	開設期間 (日数×2)	平均利用額 子数(%)	開設運営経費		国庫補助 率(%)
							専業主体 月数	専業主体 月数	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									

記入上の注意

- ①～⑧は、出展名とついでに一般型の拠点の名称を記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体の場合は、代表となる者を記載し、その他の場合は、代表となる者を記載し、その欄( )から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開いた日数を記入すること。
- ⑤欄には、開設日によって開設期間が異なる場合、補助基準を算出す業種の開設日数に記入すること。
- ⑥欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、開設運営経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3) 経営計画(小規模型指定施設(一般型))

№	名称	業態場所	運営主体 月数	専業業種 月数	開設日数 (月数×2)	開設期間 (日数×2)	平均利用額 子数(%)	開設運営経費 事業内容	平均利用額 子数(%)	国庫補助 率(%)
2										
3										
4										
5										

記入上の注意

- ①～⑩は、施設名、施設名と題、事業種(児童センター等)、業種、公設、営業主、ビル・アパート・マンション、原案、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開いた日数を記入すること。
- ⑤欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の①～④を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の⑤～⑧を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の⑨～⑩を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の⑪～⑫を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項の別表はならないので注意すること。

改正後

(2) 出展むらび(一般型)

№	出展名称	出展名称	専業業種 月数	開設日数 (月数×2)	開設期間 (日数×2)	平均利用額 子数(%)	開設運営経費		国庫補助 率(%)
							専業主体 月数	専業主体 月数	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									

記入上の注意

- ①～⑧は、出展名とついでに一般型の拠点の名称を記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開いた日数を記入すること。
- ⑤欄には、開設日によって開設期間が異なる場合、補助基準を算出す業種の開設日数に記入すること。
- ⑥欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、開設運営経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3) 経営計画(小規模型指定施設(一般型))

№	名称	業態場所	運営主体 月数	専業業種 月数	開設日数 (月数×2)	開設期間 (日数×2)	平均利用額 子数(%)	開設運営経費 事業内容	平均利用額 子数(%)	国庫補助 率(%)
2										
3										
4										
5										

記入上の注意

- ①～⑩は、施設名、施設名と題、事業種(児童センター等)、業種、公設、営業主、ビル・アパート・マンション、原案、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開いた日数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設期間が異なる場合、補助基準を算出す業種の開設日数に記入すること。
- ⑥欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の①～④を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の⑤～⑧を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地場子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の9の(イ)の⑨～⑩を利用して算出する平均月数に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項の別表はならないので注意すること。

現行

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (開当り)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保母相談(週 3回の有無)	開設年月日 (開設日)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に記載しない公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ⑤欄は、開設日数(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑥欄は、開設時間(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均時間(1日当たり)を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑦欄は、専任職員(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均専任職員数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑧欄は、平均利用親子組数(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均親子組数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④のいずれかを適用する記号を全て記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の②から④のいずれかを適用する記号を全て記入すること。
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の⑤から⑦のいずれかを適用する記号を全て記入すること。
- ⑫欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

改正後

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (開当り)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保母相談(週 3回の有無)	開設年月日 (開設日)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に記載しない公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開当りしない施設を記入し、これを1月として開当りすること。
- ⑤欄は、開設日数(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑥欄は、開設時間(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均時間(1日当たり)を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑦欄は、専任職員(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均専任職員数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑧欄は、平均利用親子組数(1日当たり)は、この施設が事業実施期間中に開当りした日数の平均親子組数を指し、休日、年末年始、臨時休業日を除く。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④のいずれかを適用する記号を全て記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の②から④のいずれかを適用する記号を全て記入すること。
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の⑤から⑦のいずれかを適用する記号を全て記入すること。
- ⑫欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。



現行

別表2  
14 一時預かり事業

類型	が所数	対象経費の 支出金額	国庫補助 支出額
	①	②	③
1 一般型(一般分)			
2 一般型(その他分)			
3 効種Ⅰ型Ⅰ			
4 効種Ⅰ型Ⅱ			
5 余給活用型			
6 居宅訪問型			
7 災害特別型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

【記入上の注意】  
\*1、②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すると。

改正後

別表2  
14 一時預かり事業

類型	が所数	対象経費の 支出金額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1 一般型(一般分)			
2 一般型(その他分)			
3 効種Ⅰ型Ⅰ			
4 効種Ⅰ型Ⅱ			
5 余給活用型			
6 居宅訪問型			
7 災害特別型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

【記入上の注意】  
\*1、②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。



現行

別表2

(1)一般型(その他分)

№	名称	実施場所	設置主体	利用定員	専業実施 月数	事務経費		外経費の発生 出額	国庫補助 金年度
						事務職員等 賃料	賃借料		
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2									⑨
3									
4									
計									

記入上の注釈  
 ① ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。  
 ③欄は、公立、私立、私立のいずれかを記入すること。  
 ④欄は、専業実施月数の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 ⑤欄は、児童福祉法第14条の1の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 ⑥⑦欄は、児童福祉法第14条の1の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 ⑧⑨欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。

改正後

別表2

(1)一般型(その他分)

№	名称	実施場所	設置主体	利用定員	専業実施 月数	事務経費		外経費の発生 出額	国庫補助 金年度
						事務職員等 賃料	賃借料		
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2									⑨
3									
4									
5									
計									

記入上の注釈  
 1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。  
 2. ③欄は、公立、私立、私立のいずれかを記入すること。  
 3. ④欄は、児童福祉法第14条の1の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 4. ⑤欄は、児童福祉法第14条の1の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 5. ⑥⑦欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。  
 6. 児童福祉法第14条の1の規定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。本表2においては報告を行わないこと。

現行

(2) 幼稚園型 1

№	名称 所在地 施設 名称 施設 類型	施設の年間実施 日数	幼稚園型 1															
			年間定員<利用者数【自市町村分】>						施設当り1 年間定員<利用者数 【広域利用含む】>		保育所併設児童収容 数		施設費又は 国庫補助費 支出額		開設費 等の支出額 （国庫補助 費等）			
			③以外の園児						③以外の園児		保育所併設児童 収容数		施設費又は 国庫補助費 支出額		開設費 等の支出額 （国庫補助 費等）			
			幼稚園在籍園児		幼稚園在籍園児以外		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児			
			平日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日		
1			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
2																		
3																		
計																		

（記入上の注意）

- ①～③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新設以外）、幼稚園（新設）、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、幼稚園（新設以外）、幼稚園（新設）、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ⑥欄は、各年度で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の平日は⑦欄のカウントすること。
- ⑦欄は、各年度で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の平日は⑦欄のカウントすること。
- ⑧～⑯欄は、自市町村分については園児又は教育関係者の合計が8時間を超えた場合、⑩～⑱欄に属する長期特別について詳細を記入した場合は年間定員<利用者数>を記入すること。
- ⑩～⑱欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在市町村に設置の上記入すること。
- ⑲欄は、施設所在市町村が、当該施設における広域利用の児童等を除いた年間定員<利用者数>（在籍園児の平日・長期休業日別利用）に関するデータを事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住市町村に提供提供願います。）
- ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑳欄は、教育・保育従事者の賃金又は幼稚園型教育施設収容者の賃金に「有」又は「22901」以上を記入すること。
- ㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉑欄は、事務職員を業別に記載している月数に比べて6月未満又は6月以上を記入すること。
- ㉒欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(2) 幼稚園型 1

№	名称 所在地 施設 名称 施設 類型	施設の年間実施 日数	幼稚園型 1															
			年間定員<利用者数【自市町村分】>						施設当り1 年間定員<利用者数 【広域利用含む】>		保育所併設児童収容 数		施設費又は 国庫補助費 支出額		開設費 等の支出額 （国庫補助 費等）			
			③以外の園児						③以外の園児		保育所併設児童 収容数		施設費又は 国庫補助費 支出額		開設費 等の支出額 （国庫補助 費等）			
			幼稚園在籍園児		幼稚園在籍園児以外		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児		特別な 支援を 要する 園児			
			平日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日	長期休業日		
1			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
2																		
3																		
計																		

（記入上の注意）

- ①～③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新設以外）、幼稚園（新設）、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、幼稚園（新設以外）、幼稚園（新設）、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方教育委員会設置こども園、地方教育委員会設置こども園のいずれかを記入すること。
- ⑥欄は、各年度で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の平日は⑦欄のカウントすること。
- ⑦欄は、各年度で定められている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の平日は⑦欄のカウントすること。
- ⑧～⑯欄は、自市町村分については園児又は教育関係者の合計が8時間を超えた場合、⑩～⑱欄に属する長期特別について詳細を記入した場合は年間定員<利用者数>を記入すること。
- ⑩～⑱欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在市町村に設置の上記入すること。
- ⑲欄は、施設所在市町村が、当該施設における広域利用の児童等を除いた年間定員<利用者数>（在籍園児の平日・長期休業日別利用）に関するデータを事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住市町村に提供提供願います。）
- ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑳欄は、教育・保育従事者の賃金又は幼稚園型教育施設収容者の賃金に「有」又は「22901」以上を記入すること。
- ㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉑欄は、事務職員を業別に記載している月数に比べて6月未満又は6月以上を記入すること。
- ㉒欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数			年間延べ利用者数 【自市町村分】			施設当たり 年間延べ利用者数 【広域利用者も】	開設費 償還費 （改修費 等）	対象経 費の柔 助金額	国庫補 助金額						
				平日 休業 日	長期 休業 日	平日 休業日 数	2歳児							1歳児			平日 休業日 数		
							平日 休業日 数	2時間 未満	2～3 時間					3時間 以上	平日 休業日 数	2時間 未満		2～3 時間	3時間 以上
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬						
2																			
3																			

【記入上の注意】

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつしせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に運営開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春・夏・冬・春季休業等）年の平日における実施日をつつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にかつしする日以外の実施日をつつしすること。なお、本園におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は、4.5.の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩欄に係る長期間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数			年間延べ利用者数 【自市町村分】			施設当たり 年間延べ利用者数 【広域利用者も】	開設費 償還費 （改修費 等）	対象経 費の柔 助金額	国庫補 助金額						
				平日 休業 日	長期 休業 日	平日 休業日 数	2歳児							1歳児			平日 休業日 数		
							平日 休業日 数	2時間 未満	2～3 時間					3時間 以上	平日 休業日 数	2時間 未満		2～3 時間	3時間 以上
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬						
2																			
3																			

【記入上の注意】

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつしせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に運営開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春・夏・冬・春季休業等）年の平日における実施日をつつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にかつしする日以外の実施日をつつしすること。なお、本園におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は、4.5.の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩欄に係る長期間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設費償還費の取次ぎ措置を行なう場合は、「児童入所費取替措置実施計画」からの定めのため、本表式においては報告を行わないこと。

現行

(4) 余給活用型

№	名称	実施場所	担当事体	特別支援児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(虐待者)			児童虐待被害児童(虐待者)		
				特別支援児童	特別支援児童	特別支援児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
2															
3															
4															
5															

- (記入上の注意)
- ①欄は、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ④欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ⑤～⑦欄は、特別支援児童(虐待者)の年間延べ人数を記入すること。
  - ⑧欄は、該当する場合に有記入すること。

(5) 居宅訪問型

№	派遣先名称	担当事体	利用定義	事業実施 月数	緊急一時預かり対応児童以外			特別支援児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(虐待者)			児童虐待被害児童(虐待者)		
					4時間以上	4時間未満	合計	特別支援児童	特別支援児童	特別支援児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2																			
3																			
4																			
5																			

- (記入上の注意)
- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ②欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ③欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ④欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ⑤～⑦欄は、特別支援児童(虐待者)の年間延べ人数を記入すること。
  - ⑧欄は、該当する場合に有記入すること。

改正後

(4) 余給活用型

№	名称	実施場所	担当事体	事業実施 月数	特別支援児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(虐待者)			児童虐待被害児童(虐待者)		
					特別支援児童	特別支援児童	特別支援児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
2																
3																
4																
5																

- (記入上の注意)
- ①欄は、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ④欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ⑤～⑦欄は、特別支援児童(虐待者)の年間延べ人数を記入すること。
  - ⑧欄は、該当する場合に有記入すること。

(5) 居宅訪問型

№	派遣先名称	担当事体	利用定義	事業実施 月数	緊急一時預かり対応児童以外			特別支援児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(年間延べ人数)			児童虐待被害児童(虐待者)			児童虐待被害児童(虐待者)		
					4時間以上	4時間未満	合計	特別支援児童	特別支援児童	特別支援児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	児童虐待被害児童	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2																			
3																			
4																			
5																			

- (記入上の注意)
- ①欄は、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ④欄は、児童虐待被害児童の場合、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童、児童虐待被害児童から、該当するものを記入すること。
  - ⑤～⑦欄は、特別支援児童(虐待者)の年間延べ人数を記入すること。
  - ⑧欄は、該当する場合に有記入すること。

(6)災害特例型

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数			(延べ人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)					
				在籍する特定教育・修習施設等とは別の特定教育・修習施設を利用する対象児幼児 前年度間の前後又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童					
1	①	②	③	1号認定	2号認定	3号認定	④、⑤以外の 対象乳幼児	⑩	⑪
2				④	⑤	⑥	⑧		
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること)  
(例)4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

現行

改正後

(6)災害特例型

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数			(延べ人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)					
				在籍する特定教育・修習施設等とは別の特定教育・修習施設を利用する対象児幼児			前年度間の前後又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童		
1	①	②	③	1号認定	2号認定	3号認定	④、⑤以外の 対象乳幼児	⑩	⑪
2				④	⑤	⑥	⑧		
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること)  
(例)4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

12. 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型(基本分、加算分)			
2. 病後対応型(基本分、加算分)			
3. 体弱不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型(2)低所得者減免分加算			
2. 病後対応型(2)低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
1. 重症対応型(3)当日キャンセル対応加算			
2. 病後対応型(3)当日キャンセル対応加算			
当日キャンセル対応加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後対応型			
3. 体弱不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

記入上の注意) ①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後対応型」「(3)体弱不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の本額を記入すること。

現行

改正後

別表2

15. 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型(基本分、加算分)			
2. 病後対応型(基本分、加算分)			
3. 体弱不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型(2)低所得者減免分加算			
2. 病後対応型(2)低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後対応型			
3. 体弱不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

記入上の注意) ①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後対応型」「(3)体弱不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の本額を記入すること。

現行

(1) 補助対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一部分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (利用料金 /1日当り)	月額参加費 (月額参加 費/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	普及定額促進費 /1人当り	定額分の減 額の有無	
																				5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)
1		①																		
2		②																		
3		③																		
4		④																		
5		⑤																		

No.	対象経費の 要支出額	うち特定分 基本分(加 算分)	うち一部分 改善分	うち特定分 基本分(加 算分)	うち一部分 改善分
1	0	0	0	0	0
2					
3					
4					
5					

- 【記入上の注意】
- ①は、病院、診療所、療養所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
  - ②は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③は、法人格の有無を記入すること。
  - ④は、法人格の有無を記入すること。
  - ⑤は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑥は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑦は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑧は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑨は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑩は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑪は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑫は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑬は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑭は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑮は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑯は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑰は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑱は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑲は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑳は、公益法人格の有無を記入すること。

改正後

(1) 補助対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一部分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (利用料金 /1日当り)	月額参加費 (月額参加 費/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	5月・夏期 参加人数 (5月・夏 期/1人当り)	普及定額促進費 /1人当り	定額分の減 額の有無	
1		①																		
2		②																		
3		③																		
4		④																		
5		⑤																		

- 【記入上の注意】
- ①は、病院、診療所、療養所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
  - ②は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③は、法人格の有無を記入すること。
  - ④は、法人格の有無を記入すること。
  - ⑤は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑥は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑦は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑧は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑨は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑩は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑪は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑫は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑬は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑭は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑮は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑯は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑰は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑱は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑲は、公益法人格の有無を記入すること。
  - ⑳は、公益法人格の有無を記入すること。

現行

②住所待合減免加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 世帯人数	対象世帯の 受支出額	国庫補助 基金額
		③	④	⑤	⑥
1	①	②			
2					
3					
4					
5					
計					

③当日キヤンセルに対する入居人数確保算するための加算

No.	名称	キャンセルキャンセル世帯数	当日キヤンセル世帯数	対象世帯の 受支出額	国庫補助 基金額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

④上記の注：1. 対象となる入居待合世帯となる世帯の世帯長が世帯長にのみ記入すること。  
 2. 空室は、利用者が確保の用に予約を行っても空室扱いとなるため、空室扱いをカウントせずに入居人数を記入すること。(複数回答)  
 3. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 4. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 5. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 6. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 7. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 8. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 9. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 10. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 11. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 12. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 13. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 14. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 15. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 16. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 17. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 18. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 19. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。  
 20. 対象世帯長は、世帯長が利用者の確保に責任を負っている世帯長を記入すること。

改正後

②住所待合減免加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 世帯人数	対象世帯の 受支出額	国庫補助 基金額	
		①	②	③	④	⑤
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(削除)

現行

(2) 病院型施設

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

№	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (円/日)	事業実施 月数	利用施設 数 (床数)	延べ通院 回数 (延べ人数)	送迎対応 施設等 備置費 (円)	送迎経費 (円/人)	送迎対応を行う 職員数 (人数)	送迎方法	普及啓蒙促進費		改善分の減 算の有無	
												研修参加 職員数	社会及び 職員 負担		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
4															
5															
計															

№	対象経費の 支出額	うち特定分 (基本分+ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 (基本分+ 加算分)	うち特定分 (基本分+ 加算分)	うち一般分 (改善分)
1	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2						
3						
4						
5						
計						

記入上の注意

- ①欄は、病院、診療所、保健所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第39条の18の規定に基づき届出を行った利用定員数を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第39条の18の規定に基づき届出を行った利用定員数を記入すること。
- ⑤欄は、月途中間開の場場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
- ⑥欄は、1日当たり1回の利用料金を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑪欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑫欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑬欄は、利用の少ない日数において、地域の保健所等への搬送や送迎支援等を行う場合に、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑭欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑮欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑯欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑰欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑱欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。

改正後

(2) 病院型施設

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

№	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (円/日)	事業実施 月数	利用施設 数 (床数)	延べ通院 回数 (延べ人数)	送迎対応 施設等 備置費 (円)	送迎経費 (円/人)	送迎対応を行う 職員数 (人数)	送迎方法	研修参加 職員数	普及啓蒙促進費		改善分の減 算の有無	
													礼会及び 職員 負担	減算の有 無		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																
4																
5																
計																

№	対象経費の 支出額	うち特定分 (基本分+ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 (基本分+ 加算分)	うち特定分 (基本分+ 加算分)	うち一般分 (改善分)
1	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2						
3						
4						
計						

記入上の注意

- ①欄は、病院、診療所、保健所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第39条の18の規定に基づき届出を行った利用定員数を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第39条の18の規定に基づき届出を行った利用定員数を記入すること。
- ⑤欄は、月途中間開の場場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
- ⑥欄は、1日当たり1回の利用料金を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑪欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑫欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑬欄は、利用の少ない日数において、地域の保健所等への搬送や送迎支援等を行う場合に、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑭欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑮欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑯欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑰欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ⑱欄は、送迎対応を行う場合は、月末締めの勘定について、( )内に具体的な実施場所を記入すること。

現行

②所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非課税世帯)世帯人数	対象世帯の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

③国庫補助に對する受入体数を維持するための加算

No.	名称	法人世帯数	民間事業者の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④
2				
3				
4				
5				
計				

- 記入上の注意！
1. 法人世帯は、世帯に於ける受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。
  2. 法人世帯は、世帯に於ける受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。
  3. 本表は、国庫補助に對する受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。
  4. 本表は、国庫補助に對する受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。
  5. 本表は、国庫補助に對する受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。
  6. 本表は、国庫補助に對する受入体数を維持するための加算を行う場合にのみ記入する上、その際の世帯に、民間事業者の加算(民間事業者)の受入体数(定員)を記入してください。

改正後

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非課税世帯)世帯人数	対象世帯の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(削除)

現行

(3) 残存不良型

①特定分(平成26年度以前)を実施する施設、または平成27年度より新開設・看護師等を2名以上開設して実施する施設、ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)。

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間)	うち、送迎対 応利用定員 数(年間)	送迎対応 施設	看護師等 雇上費	送迎経費 (費用)	送迎対応を行 う職員(人数)	送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 支出出額	国庫補助 基準額
1		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
2														
3														
4														
5														

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行わない場合は「有償記入」すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「無」に記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応に相当する職員数に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合は「有償記入」すること。
- ⑥欄は、タテ一利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合は「有償記入」すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行わない場合は「看護師等」を申請する場合は「有償記入」すること。その他の場合は「有」に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑧欄は、送迎方法として「タテ一」自動車の場合、「有」のいずれかを記入すること。⑧の欄は「有」の場合、「有」に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用を計上する研修参加員数について、⑧-⑨欄は記載せず、⑩欄及び⑪欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。
- ⑩-⑪欄(改書分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、⑫-⑬欄は記載せず、⑭欄及び⑮欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改書分)(平成27年度より新開設・看護師等を1名開設して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間)	うち、送迎対 応利用定員 数(年間)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費 (費用)	送迎対応を行 う職員(人数)	送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 支出出額	国庫補助 基準額
1		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
2														
3														
4														
5														

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行わない場合は「有償記入」すること。ただし、一般分(改書分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「有」に具体的な実施方法を記入すること。

改正後

(3) 残存不良型

①特定分(平成26年度以前)を実施する施設、または平成27年度より新開設・看護師等を2名以上開設して実施する施設、ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間)	うち、送迎対 応利用定員 数(年間)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費 (費用)	送迎対応を行 う職員(人数)	送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 支出出額	国庫補助 基準額
1		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
2														
3														
4														
5														

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行わない場合は「有償記入」すること。ただし、一般分(改書分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「有」に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑤欄は、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合は「有償記入」すること。
- ⑥欄は、タテ一利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合は「有償記入」すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行わない場合は「看護師等」を申請する場合は「有償記入」すること。その他の場合は「有」に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑧欄は、送迎方法として「タテ一」自動車の場合、「有」のいずれかを記入すること。⑧の欄は「有」の場合、「有」に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用を計上する研修参加員数について、⑧-⑨欄は記載せず、⑩欄及び⑪欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。
- ⑩-⑪欄(改書分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、⑫欄及び⑬欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改書分)(平成27年度より新開設・看護師等を1名開設して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間)	うち、送迎対 応利用定員 数(年間)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費 (費用)	送迎対応を行 う職員(人数)	送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 支出出額	国庫補助 基準額
1		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
2														
3														
4														
5														

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行わない場合は「有償記入」すること。ただし、一般分(改書分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「有」に具体的な実施方法を記入すること。

現行

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

13.子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

市町村名

事業開始年 月	委員数				支部数	講習(24h 以上)の実 施	土日等施 加算	預かり手増加のための数値加算			合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援		福祉子育て支援 推進事業との 連携実施す る場合の加算
	提供会員 ①	依頼会員 ②	面方会員 ③	合計 ④				増加人数 ⑨	増加割合 ⑩	市町村 ⑫		了感あるで て早期・短期 子育て支援 への対応 ⑬	市町村 ⑭	
基本事業														
開設準備経費					利用件数(年間延べ数)	事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)			病児・緊急対応強化事業			
改修費・ 備品購入費 ⑬	礼券及び 賞状 ⑭	預かり 費 ⑮	送迎 費 ⑯	合計 ⑰	預かり ⑱	送迎 ⑲	合計 ⑳	近隣市町村 委員の受入 ⑳	初年度 体制整備 ㉑	合同実施 市町村 ⑳	対象経費の 業支出額 ㉒	国庫補助 基準額 ㉓		

- (記入上の注意)
- ①～④は、基本事業を開始した年を2017/01/01より、半角数字で記入すること。
  - ②～④欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数は依頼委員が定員になっていない場合は0。
  - ⑤欄は、実施要項に基づき全部を記入した後に、既述した全部を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まれていない場合は0。
  - ⑥欄は、提供費を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に〇を記入すること。なお、講習時間24時間以上であっても安全・事故防止に関する講習を含んだ場合は〇は記入できないことに留意すること。
  - ⑦欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始後と事前合わせを合わせて実施した〇を記入すること。なお、事前合わせについては、ファミリーサポート等が立ちあがり行けられないことに留意すること。
  - ⑧～⑩欄は、提供費、面方委員(依頼委員は別表外)送迎費と別欄に、預かり手増加のための数値加算(⑨)を記入すること。なお、事前合わせについては、ファミリーサポート等が立ちあがり行けられないことに留意すること。
  - ⑪～⑬欄は、基本事業の中で実施する場合は、代費する市町村が、他の市町村を委託している場合に「合同実施市町村名(24h講習のみ)」を記入すること。
  - ⑭～⑯欄は、業費額(3)の2の7～8のうち要領している支出について〇を記入すること。(複数選択可)なお、ひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに押し、いずれかの支援を行うこと。
  - ⑰欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「〇」を記入すること。
  - ⑱～⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄で「有」を記入すること。
  - ⑳～㉑欄は、1件の依頼につき、預かり手送迎の両方を行う場合は、それぞれ1ずつ記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の援助で送迎と受の両方を行う場合でも、送迎1件と計上。
  - ㉒欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01より、半角数字で記入すること。
  - ㉓欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「〇」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かり手送迎の両方を行う場合は、それぞれ1ずつ記入すること。
  - ㉔欄は、送迎費として、預かり手送迎の両方を行う場合は、それぞれ1ずつ記入すること。
  - ㉕欄は、病児・緊急対応強化事業を委託している市町村が、他の合同実施市町村を委託していること。
  - ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を委託している市町村が、他の合同実施市町村を委託していること。

改正後

現行

別表2  
16.子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

事業開始年 月	委員数				支助数 以上の外 加算	土日等施 加算	預かり手増加のための数値加算			合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援	福祉子育て支援 推進事業との 連携実施す る場合の加算
	提供会員 ①	依頼会員 ②	面方会員 ③	合計 ④			増加人数 ⑨	増加割合 ⑩	市町村 ⑫			
基本事業												
開設準備経費					利用件数(年間延べ数)	事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)			病児・緊急対応強化事業	
改修費・ 備品購入 費 ⑬	礼券及び 賞状 ⑭	預かり 費 ⑮	送迎 費 ⑯	合計 ⑰	預かり ⑱	送迎 ⑲	合計 ⑳	近隣市町村 委員の受入 ⑳	初年度 体制整備 ㉑	合同実施 市町村 ⑳	対象経費の 業支出額 ㉒	国庫補助 基準額 ㉓

- (記入上の注意)
- ①～④欄は、基本事業を開始した年を2017/01/01より、半角数字で記入すること。
  - ②～④欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数は依頼委員が定員になっていない場合は0。
  - ⑤欄は、実施要項に基づき全部を記入した後に、既述した全部を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まれていない場合は0。
  - ⑥欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始後と事前合わせを合わせて実施した〇を記入すること。なお、事前合わせについては、ファミリーサポート等が立ちあがり行けられないことに留意すること。
  - ⑦欄は、提供費を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に〇を記入すること。なお、講習時間24時間以上であっても安全・事故防止に関する講習を含んだ場合は〇は記入できないことに留意すること。
  - ⑧～⑩欄は、提供費、面方委員(依頼委員は別表外)送迎費と別欄に、預かり手増加のための数値加算(⑨)を記入すること。なお、事前合わせについては、ファミリーサポート等が立ちあがり行けられないことに留意すること。
  - ⑪～⑬欄は、基本事業の中で実施する場合は、代費する市町村が、他の市町村を委託している場合に「合同実施市町村名(24h講習のみ)」を記入すること。
  - ⑭～⑯欄は、業費額(3)の2の7～8のうち要領している支出について〇を記入すること。(複数選択可)なお、ひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに押し、いずれかの支援を行うこと。
  - ⑰欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「〇」を記入すること。
  - ⑱～⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄で「有」を記入すること。
  - ⑳～㉑欄は、1件の依頼につき、預かり手送迎の両方を行う場合は、それぞれ1ずつ記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の援助で送迎と受の両方を行う場合でも、送迎1件と計上。
  - ㉒欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01より、半角数字で記入すること。
  - ㉓欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「〇」を記入すること。
  - ㉔欄は、送迎費として、預かり手送迎の両方を行う場合は、それぞれ1ずつ記入すること。
  - ㉕欄は、病児・緊急対応強化事業を委託している市町村が、他の合同実施市町村を委託していること。
  - ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を委託している市町村が、他の合同実施市町村を委託していること。

改正後 現行

(削除)

別表2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	小市数 ①	対象経費の 支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等		( )	( )
(2) 感染症対策のための改修		( )	( )
合計	0	0	0

〔記入上の注意〕

1. ①の欄には、「(1)緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等」「(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2. ②の欄は、契約が所管ごとの国庫補助基準額(※)の合計額を計上すること。  
※事業実施所管ごとの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。
3. ③の欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。



改正後

(削除)

現行

項目	改正後	現行
1. 現行	1. 現行	1. 現行
2. 現行	2. 現行	2. 現行
3. 現行	3. 現行	3. 現行
4. 現行	4. 現行	4. 現行
5. 現行	5. 現行	5. 現行
6. 現行	6. 現行	6. 現行
7. 現行	7. 現行	7. 現行
8. 現行	8. 現行	8. 現行
9. 現行	9. 現行	9. 現行
10. 現行	10. 現行	10. 現行
11. 現行	11. 現行	11. 現行
12. 現行	12. 現行	12. 現行
13. 現行	13. 現行	13. 現行
14. 現行	14. 現行	14. 現行
15. 現行	15. 現行	15. 現行
16. 現行	16. 現行	16. 現行
17. 現行	17. 現行	17. 現行
18. 現行	18. 現行	18. 現行
19. 現行	19. 現行	19. 現行
20. 現行	20. 現行	20. 現行
21. 現行	21. 現行	21. 現行
22. 現行	22. 現行	22. 現行
23. 現行	23. 現行	23. 現行
24. 現行	24. 現行	24. 現行
25. 現行	25. 現行	25. 現行
26. 現行	26. 現行	26. 現行
27. 現行	27. 現行	27. 現行
28. 現行	28. 現行	28. 現行
29. 現行	29. 現行	29. 現行
30. 現行	30. 現行	30. 現行
31. 現行	31. 現行	31. 現行
32. 現行	32. 現行	32. 現行
33. 現行	33. 現行	33. 現行
34. 現行	34. 現行	34. 現行
35. 現行	35. 現行	35. 現行
36. 現行	36. 現行	36. 現行
37. 現行	37. 現行	37. 現行
38. 現行	38. 現行	38. 現行
39. 現行	39. 現行	39. 現行
40. 現行	40. 現行	40. 現行
41. 現行	41. 現行	41. 現行
42. 現行	42. 現行	42. 現行
43. 現行	43. 現行	43. 現行
44. 現行	44. 現行	44. 現行
45. 現行	45. 現行	45. 現行
46. 現行	46. 現行	46. 現行
47. 現行	47. 現行	47. 現行
48. 現行	48. 現行	48. 現行
49. 現行	49. 現行	49. 現行
50. 現行	49. 現行	49. 現行



現行

- 別添2  
 1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業継続支援事業  
 (2) 感染症対策のみの対応

市町村名

事業名	事業所数	対象事業者数	国庫補助金総額
	①	②	③
創出機 支援事業	6所		
延長促進事業	6所		
応援拠出団体全員の事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	6所		
引当金貸付の間の事業	10面社		
養育支援の間の事業	10面社		
地域子育て支援拠点事業	6所		
一時保育事業	6所		
臨時保育事業	6所		
子育て相談支援センター等による事業	10面社		

- (記入上の注意)  
 1. 2欄目、国庫補助金のための改修に必要経費を記入すること。  
 2. 3欄目、業種が所等ごとの国庫補助対象額の合計額を計上すること。

改正後

(削除)



現行

別表2

2. 利用貸付事業、施設後援費等育成事業、引揚教育貸付補助事業、若首支援補助事業、地域子育て支援拠点事業  
 ICT人材育成事業（令和4年度第2次抽選\*等別）

（1）業種の別化を行うためのシズキ人の記入（2）母体のオンライン化  
 市町村名

事業名	事業所数	①	対象経営の専出額	②	国庫補助金集額	③
利用貸付事業	か浜				( )	
施設後援費等育成事業	支援の単位				( )	
引揚教育貸付補助事業	市町村				( )	
若首支援補助事業	市町村				( )	
地域子育て支援拠点事業	か浜				( )	
会社					( )	

- （記入上の注意）  
 ① ②欄は、事業のICT化を行うためのシズキ人の記入、②③ 母体のオンライン化に係る経営を記入すること。  
 ④ ⑤欄は、事業が所属するの国庫補助金集額（※）の合計額を計上すること。  
 ※事業が所属するの国庫補助金集額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。  
 ⑥ ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)

現行

別表2  
2. 利用者支援事業、地域後援施設運営育成事業、乳児健診予約制事業、養育支援計画事業、地域子育て支援拠点事業  
1. (1) 17の4様事業（内容は別添第2次計画「方針」  
（3）「3」にて詳細の17-2の欄の記入

市町村名

事業名	事業件数	対象経費の実支出額	国庫補助金等額
	①	②	③
利用者支援事業	小浜	( )	( )
地域後援施設運営育成事業	支所の単位	( )	( )
乳児健診予約制事業	市町村	( )	( )
養育支援計画事業	市町村	( )	( )
地域子育て支援拠点事業	小浜	( )	( )
合計			( )

〔記入上の注意〕  
①の欄は、運営が可能な国の特別助成事業（※）の合計額を計上すること。  
②の欄は、運営が可能な国の国庫補助金等額（※）の合計額を計上すること。  
※事業基が可能なこの国庫補助金等額は、令和4年度の交付決定額を除いて額とする。  
③の欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)



別表2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額 ①	②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所		F	F
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

【記入上の注意】  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ②	③
利用者支援事業	か所		F	F
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

【記入上の注意】  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳幼児健全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

1. ①欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。  
 3. ③欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳幼児健全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子別居形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

1. ①欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。  
 3. ③欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。